

会計教育研究

Vol.9

目次

2022年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長 谷川 喜美江	1
◆第9回会計・税務研修会報告		
コロナ禍における税務事例の判断と留意点について	嶋 協	2
◆論文		
消費税制度におけるインボイス方式導入が及ぼすリスク	的場 龍太郎	8
会計教育における信頼ゲームの適用可能性	根岸 亮平	14
会計リテラシー教育の導入と課題 -学校教育への導入の困難性とそれにより生じる社会的な問題-	渡邊 圭	20
『ICT導入実態に関する調査』から見る小規模事業者の行政デジタル化と課題	谷川 喜美江	24
「収益認識に関する会計基準」の導入に伴う会計教育 -工事契約に関する会計処理の変更点に関する比較による考察-	中原 航隆	29
◆2022年度 瑞穂会報告		33

2022年度 会計教育研究所の活動

会計教育研究所所長 谷川 喜美江

千葉商科大学会計教育研究所は、その前身である会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」(2005年(平成17年設立)を併設し、榎岡源一郎先生を初代所長として2012(平成24年)年4月に設立しました。そして、2022年3月末で10年を迎え、本年度は11年目となります。現在、本研究所では研究会や研修会、研究プロジェクトを行い、その成果を社会に還元しております。

本学は税理士や公認会計士、国税専門官といった会計の専門家を多く輩出し、そのOB団体である「CUC会計人クラブ」のメンバーは250名を超えています。本研究所では「CUC会計人クラブ」と協同して、本学のOBのみならず学外の会計専門家の方々のため、千葉県税理士会及び東京税理士会並びに日本公認会計士協会の認定を受け、研修会を開催しています。

2022年度は、第9回税務・会計研修会として、嶋協先生(税理士/日本税務会計学会経営部門委員/東京税理士会会員相談室委員/東京地方税理士会税法研究所研究員/青山学院大学院法学研究科・ビジネス法務専攻科講師)を講師にお招きし、『コロナ禍における税務事例の判断と留意点』をテーマに「CUC会計人クラブ」に加え、千葉商科大学学長プロジェクト「CUC公開講座2022」と共催で研修会を開催しました。本年度はコロナウイルス感染に留意しながら丸の内サテライトキャンパスでの対面方式と、オンライン(Zoom)方式のハイブリッド方式で研修会を開催いたしました。研修会には、学内関係者のみならず学外から多くの職業会計人の方の参加をいただきました。本研修会については、その概要を嶋先生より玉稿を賜り、本誌に掲載しております。

さらに、本学OBと連携し、本学学生はインターンシップ提携を結ぶ税理士法人に勤務することで、本学在学中に税理士実務を学ぶことができます。そして、本勤務は税理士登録に必要な実務経験期間としても認められます。2022年度は本制度を利用し、3名の学生がインターンシップ先で実務を学んでいます。

また、会計教育研究所では会計教育研究及び商業教育研究並びに企業の実態を調査研究し、これらの分野のさらなる発展のためにその成果を広く社会に還元するため、研究プロジェクトとして「会計教育に関する調査・研究」を実施しています。

本調査研究では、2021年度から2021年度・2022年度の2年間の調査・研究期間で、「治道家的会計実践に関する研究と教育：環境マネジメント・コントロールの展開」をテーマにプロジェクトを行っております。本プロジェクトは、本年度末で研究期間が終了となることから、機会を改めて成果報告を予定しております。

次に、会計教育実践の場である「瑞穂会」では会計教育研究所の専任教員等による受験指導を行うことで、会計教育への関心を集め、会計教育の発展に寄与しています。「瑞穂会」で学んだ多くの学生は、日商簿記検定(1級・2級・3級)や税理士試験科目(簿記論・財務諸表論)に合格し、毎年高い合格率を維持しております。

公認会計士試験及び税理士試験科目(税法科目)は、専門学校との提携や本研究所内の自習室提供・学習法教授などのサポートを行っております。本サポートにより、在学中に公認会計士試験(論文式)に合格する学生や税理士試験(5科目)に合格する学生を輩出してきました。

さらに、2021年度からは、公認会計士や税理士の会計プロフェッショナル人材の育成強化を目的とした「高度会計人材育成プログラム」を開始しております。2年目となる本年度は選考の結果、公認会計士コース3名、税理士コース3名が本制度の対象となり、昨年度の対象者と合わせ公認会計士コース計10名、税理士コース計6名が合格を目指し学習しております。いずれの学生も瑞穂会のサポートを受けながら、大学提携の専門学校で学習しています。さらに、瑞穂会には資格合格を目指す学生専用の実習室もあり、学習に集中できる環境を整えております。

そして、2022年度は瑞穂会の受験指導により、日商簿記検定試験1級に11名が合格し、日商3級及び日商2級も多くの学生が合格しました。また、2022年8月に行われた第72回税理士試験では、簿記論4名、財務諸表論5名の延べ9名が税理士試験科目合格しております。さらに、そのうち3名は商経学部2年在学中であり、かつ3名中2名が簿記論・財務諸表論の2科目同時合格を果たしております。

千葉商科大学会計教育研究所は、会計教育・商業教育に関する教育・研究活動を通じ今後一層発展していきたいと考えています。引き続きご支援をお願い致します。

「コロナ禍における税務事例の判断と 留意点について」

税理士 嶋 協

I. 働き方改革及びコロナ禍におけるリモートワークの普及

わが国においては、以前から「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児と介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などが問題視されていた。

これを受け、投資やイノベーションによる生産向上とともに、就業機会の拡大や意欲・個人の能力を存分に発揮できる環境が必要であると提言されたことから、平成30年7月6日に『働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律』が制定され、「非正規雇用の処遇改善」や「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」などが見直されることになった。

また、令和2年1月以降世界的に拡大し続けている新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、大企業のみならず、中小企業においてもテレワーク（リモートワーク）の必要性が示されている。

そこで本稿は、コロナ禍において問題点として指摘される可能性の高い事例を中心に、判断上のポイントを整理したものである。

II. 税務事例検討

1. 事業供用前に「減価償却費」として処理された金額は、損金経理要件を満たす金額とはいえないとされた事例（棄却、平30・3・27 裁決、J110-3-12）

(1) 事案の概要

本事案は、請求人X社が、太陽光発電設備を取得した事業年度において、同設備に係る減価償却費を損金の額に算入して法人税の申告をした後、当該事業年度内に事業の用に供していなかったとして、その償却費を減価償却超過額として修正申告するとともに、翌事業年度において電力の供給を開始して事業に用に供したことから、翌事業年度の法人税について更正の請求をした。これに対し、原処分庁Yは、同設備を事業の用に供した翌事業年度において、償

却費としての損金経理額はないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分及び欠損金の損金算入額が過大であるなどとして更正処分等を行った。この処分に対し、X社が翌事業年度において、前期から繰り越した償却超過額の認容額として損金の額に算入すべきとして、原処分庁の取り消しを求めた事案である。

(2) 審判所の判断

法人税法第31条第1項は、各事業年度終了の時に於いて有する減価償却資産について、損金の額に算入する金額は、その事業年度において、償却費として損金経理した金額のうち、法人が選定した償却の方法により計算した償却限度額に達するまでの金額とする旨規定している。そして、同条第4項において、償却費として損金経理した額には、いわゆる繰越償却超過額を含むとしている。

これらの規定からすると、償却費として損金経理をした金額がその事業年度の償却限度額を超える場合、その超える部分の金額については、償却超過額として翌事業年度以降において生じた償却不足額の範囲内で償却費として法人の所得金額の計算上損金の額に算入することとなる。

一方減価償却資産については、法人税法施行令第13条において、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち事業の用に供していないものを除くと規定されていることから、事業年度終了時において事業の用に供していない資産は、その事業年度における減価償却資産に該当しないことになる。

これを本件発電設備についてみると、平成26年10月3日以降に電力会社に対する電力の供給が開始されたことから、事業供用日は同日以降であると認められ、平成26年3月期終了時においては事業の用に供されていないから、平成26年3月期終了時において有する法人税法上の減価償却資産に該当しない。

また、平成26年3月期償却費計上額は、平成26年3月期において事業の用に供していなかったことから、資産として計上すべきところを償却費として損金の額に算入していたため損金不算入額として平成26年3月期の所得金額に加算されたにすぎず、平成26年3月期における法人税法上の減価償却資産に係る償却超過額にも当たらない。

以上によれば、平成26年3月期償却費計上額は、平成27年3月期において、法人税法第31条第4項に規定する当該償却事業年度前の各事業年度における当該減価償却資産に係る損金経理額のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額(償却超過額)には該当せず、平成27年3月期の損金経理額に含まれないことになる。

したがって、平成27年3月期において損金経理額はないことから、平成26年3月期償却費計上額は、平成27年3月期の損金の額に算入することはできない。

(3) 検討

本判決では、法人税法第31条第1項の償却費の損金算入規定及び同条第4項の繰越償却超過額の損金算入規定は、対象資産が税務上の減価償却資産に係る取り扱いを前提としたものであって、事業供用日前の資産はそもそも減価償却資産に該当しないので、適用されないことを明確にしたものであると解される。

さらに注意したいのが、本ケースにおける本件発電設備の取得価額(取得時損金不算入となった金額)はどのように損金算入されるかということである。

審判所の判決でも示されたように、特別償却については事業供用事業年度(平成27年3月期)において、別表添付等の要件が満たされていないことから、適用不可ということになる。また、普通償却についてもX社では平成26年3月期に全額損金処理しているため、いずれかの事業年度で修正経理を行い、新たに償却計算(売電型太陽光発電設備の法定耐用年数は17年)を始める必要がある。

そもそも法人税法第31条第4項の繰越超過額の損金算入規定は、償却超過となった部分について損金算入の機会を与えるために設けられたものと考えられる。にもかかわらず、条文の硬直的な解釈により、厳格な取り扱いがなされることには違和感がある。具体的には、例えば償却開始の時期の判断を間違えただけで、取得価額の損金算入時期が大きく異なってしまうことは、適切な税務対応なのかということである。あくまでも減価償却は、取得価額の費用配分のための手法であり、納税者の償却しようという意向がみられる経理処理がなされている限り

は、弾力的運用が認められる余地があるのではないかと考える。

2. 請求人の従業員が貯蔵品を売却したことによる収益は、取引を行った従業員の地位・権限などを総合考慮すれば、請求人には帰属しないとした事例(平21・9・9判決 裁事78・327 J78-3-20 全部取消し)

(1) 事案の概要

請求人X社は、印刷の請負及び製本紙器の製作などを目的とする株式会社であり、同所所在の工場を有している。

甲(以下「甲元課長」という。)は、昭和61年にX社に入社し、平成元年に資材課長、平成13年に本社工場生産管理課長に順次就任した。その後、平成16年に生産管理部が新設され、本社工場生産管理課が生産管理部生産管理課に移行したことにより、生産管理部生産管理課長に就任し、本社工場生産管理課長又は生産管理部管理係長として、印刷工程の管理及び外注手配に関する業務に従事していた。

X社が売上先との間で締結する印刷の請負の中には、売上先がX社に対し印刷用紙を無償で支給する旨定められているものがあり、このような請負契約の場合、売上先がX社に無償で支給する印刷用紙(以下「支給紙」という。)の数量は、X社が売上先に引き渡す印刷物の数量に見合う印刷用紙の数量に、印刷作業で通常生じる損紙の数量に見合う予備の印刷用紙の数量を加算したものとされている。なお、この予備の印刷用紙の数量が実際に生じた損紙の数量を上回り、支給紙の一部がその印刷作業で使用されずに残ることもあった(以下、この使用されず残った支給紙を「余剰紙」という。)

甲元課長は、本件各事業年度において、X社が工場に保管していた余剰紙をG社に売却し、工場長であった乙からその売却代金を現金で受領していた。なお、甲元課長は余剰紙を売却する際、実在しない「Z社」の名義を使用して、納品書、請求書及び領収書を作成し、G社に交付していた。

原処分庁Yは、X社に対し、印刷用紙の売却に係る収益を売上げに計上していなかったとして更正処分を行ったのに対し、X社が、その収益は従業員がX社の印刷用紙を窃取して売却したことによるも

のであるから、X社の売上げではないなどとして同処分の取消しを求めた事案である。

(2) 審判所の判断

本取引に係る収益が、X社の売上げか否かは、④取引を行った従業員の地位・権限、⑤その取引の態様、⑥X社の事業内容、⑦取引の相手方の認識などを総合考慮して判断するのが相当である。

これを本件についてみると、甲元課長は、経営に従事する立場にはなく、また本取引の対象となった支給紙の払い出しの指示を示す業務を行ってはいたものの、印刷用紙の管理等に関する業務を遂行する職務及び権限を与えられてはおらず、本件余剰紙を自己の判断で売却する権限を有していなかったこと、⑧また本取引は甲元課長がX社から窃取した余剰紙を、架空の「Z社」の名義を使用してG社に売却したものであること、⑨X社は、印刷の請負及び製本紙器の製作等を目的とし、印刷用紙の販売を目的としていない上、X社が所有・管理していた余剰紙以外の印刷用紙が他に販売された事実はなく、外注先に対し有償で支給された事実もなかったこと、⑩G社は、本取引がX社との取引であるとは認識していなかったことがそれぞれ認められるところ、以上のことを総合考慮すれば、本取引に係る収益は、X社の売上げとはいえない。

本件についてみると、⑪甲元課長は、本取引が発覚しないよう支給紙の払出しに係る社内書類を一切作成せず、入出庫担当者に対してもすべて口頭で本件余剰紙の積込みを支持し、また実在しない「Z社」の名義を使用して本件余剰紙を売却し、その売却代金も社外でかつ現金で受領するなど、秘密裏に余剰紙を窃取して売却していたこと、⑫本取引は、甲元課長がX社から与えられた職務及び権限の範囲を逸脱して行ったものである上、X社の営む事業の範囲を超えており、X社は甲元課長が余剰紙を窃取して売却することを予見することは困難であったこと、⑬余剰紙は、支給紙の一部であり、その所有権がX社又は売上先のいずれに帰属するものであるかが必ずしも明らかでない上、X社は余剰紙を消耗材として使用しており、X社が売上先から余剰紙を無償で譲り受けたとする受贈益を計上してまで在庫計上すべき必要性及び重要性に乏しく、したがってX社が、余剰紙の在庫数量を管理する必要性に乏しかつ

たものと認められることからすれば、通常人を基準にして、損害賠償請求権の存在・内容を把握し得ず、権利行使を期待することができないといえるような客観的状況にあったといえ、その権利の実現の可能性を客観的に認識することができないとはいえないから、損害賠償請求権をX社の本件事業年度の益金の額に算入すべきであるとはいえない。

(3) 検討

本事案は、従業員の自社商品の横流しの典型的なケースである。ただし、通常の商品ではなく、在庫管理が行われていない余剰紙を他社へ販売していたのが特徴といえる。

また、売却先に対して、他社が在庫処分のために行うものであると偽り、自社の作業用紙等を一切使用せず行うなど、かなり巧妙に行われていたものと思われる。

ただ気になるのは、入出庫担当者や運送を依頼されていたK社の担当者が、甲元課長が行っていた不正行為に全く気付かなかったとは考えにくく、何らかの事情(甲から恩恵を受けていたなど)があったのではないかと推定される。

3. 原告の代表者の個人名義のクレジットカードにより支払われた飲食代が、交際費等に該当するかが争われた事案(東京地裁 令2.3.26 棄却 Z888-2321)

(1) 事案の概要

原告X社らは、甲が代表者あるいは実質的な経営者として経営する会社であるところ、甲が複数の接待飲食店(以下「本件クラブ」という。)を利用した際の代金を業務のための交際費等として、法人税等の確定申告において損金の額に算入して申告した。しかし、その後に受けた税務調査において、上記支出額には甲の個人的な飲食代金が含まれているのではないかとの指摘を受けたことから、X社は指摘に係る支出額を貸付金とする旨の法人税の修正申告を行なった。被告Yは、本件支出額について、原告が取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを交際費等として総勘定元帳に記載していたことなどが、国税通則法68条第1項の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した」ことに当たるとして、原告らに対して本件修正申告に係る重加算税の

賦課決定処分をした。

原告らが、その取消しを求めた事案である。

(2) 裁判所の判断

① 本件支出額が、甲の個人的支出額であると認められるかについて

本件支出額は、甲が本件各クラブを利用した372回の飲食代金であり、その総額は3社合計で6,607万1,110円に上る。その利用1回当たりの平均金額は約20万7,700円であり、1カ月当たりの平均利用回数は4.9回である。かかる高額な金額を支払って本件各クラブを利用し、高い頻度で接待等を行うことが、原告らの業務との関係で必要であったとする合理的説明はない。

しかも、各クラブは、いずれも甲がひいきにしていたホステス乙が勤務していた店であり、乙が移籍するたびにその移籍先のクラブを利用して上、その利用の際には乙と頻繁に同伴出勤やアフターをし、その際に高級な飲食店で飲食を共にすることもしばしばあったのであるから、その利用の多くは、原告らの事業関係者に対する接待等を目的とするのではなく、甲の個人的な目的であったといえる。

また原告らは、総勘定元帳には、平成25年ごろまで各クラブに係る支出の適用欄には同行者の氏名が記載されており、これらの記載があるものについては、接待等のために支出したことが明らかである旨主張する。しかしながら、記載された氏名についてみると、短期間に同一人物と思われる氏名が複数回記載されている上、特に平成23年10月以降は記載されている氏名のほとんどが「戊」であって、同人に対してこれらのクラブにおける接待等を頻りに繰り返したという理由について合理的な説明はなく、その記載は極めて不自然であるというほかない。仮に、総勘定元帳の適用欄における氏名の記載が真実であったとすれば、甲が頻繁にホステス乙と同伴出勤やアフターをしていたという利用状況に沿わない上、クラブにおける利用がほとんど甲1人であったとの利用状況とも大きく乖離することになる。これらも併せて考えると、総勘定元帳に記載された氏名は、適用欄に係る支出が交際費であるかのように仮装するために記載されたものである疑いを否定できず、これらの記載をもって支出額が交際費であることに認定を左右することはできない。

② 事実の隠ぺい、仮装による申告であるか

法人税法の規定に照らせば、所得金額の計算に当たり、損金の額に算入することができる支出額は、内国法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならぬと解され、業務との関連性が明らかでない支出額については、これを損金の額に算入することはできないというべきである。

そうすると本件支出額は、上記のとおり、甲の個人的な飲食代金であって、原告らの業務と関連性を有するものではないから、これを原告らの所得の金額の計算上損金の額に算入することができないのは明らかである。

そうであるにもかかわらず、原告らは、上記のとおり原告らを名宛人とする各クラブの領収書に基づいて、支出額を交際費に計上した総勘定元帳を作成することにより、各支出額を交際費と仮装して原告らの所得金額を計算した上で、法人税等の確定申告書をY税務署長へ提出したのであるから、当初申告において、法人税等の課税標準の計算の基礎となるべき事実を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出したというべきである。

したがって、Y税務署長が原告らに対してした賦課決定処分は、国税通則法68条1項(重加算税)の課税要件充足することになり、適法である。

(3) 検討

本事案は、X社の代表者甲が行き付けのクラブ等において、「1人飲み」に要した費用をX社等の交際費等に計上したことが、「隠蔽・仮装」に当たるか否かが争われたものであるが、実情としては、法令上の解釈の誤り(X社と課税庁の解釈の相違)が「隠蔽・仮装」に該当するものと判断されている。このように納税者と課税庁の法令解釈の問題が、そのまま「隠蔽・仮装」の判断につながったことはないのではないと思われる。仮に、甲が「1人飲み」に要した費用が交際費等に該当しないことを認識しながら、意図的にX社らの交際費等に計上させたということで、「税を免れようと故意に行うこと」に該当するというのであれば、一般的な税務調査で指摘される家事費等のほとんどが該当することになる。

確かに、本ケースは、その支出回数も多く、金額的にも多額であり、任意で負担法人を振り分けていたうえ、甲の個人的好みを充足させていた側面が多

かったことから、いわばお灸をすえる意味もあったかもしれない。しかしながら、従来の判例及び交際費等の税務現場における実務慣行からすると、あまりにもX社に対して厳しすぎる判断ではないかと考える。

4. 従業員から外注先に変更になった塗装作業員に支払った報酬が、労務の対価として所得税法28条の「給与等」に該当するとされた事例(東京地裁 令和2年2月26日判決 棄却 Z888-2352)

(1) 事案の概要

①原告X社は、塗装工事業を営む株式会社であり、源泉徴収税等の納付について、所得税法216条の納期の特例を受けている。X社は、塗装工事を受注すると、その雇用する4～5名の従業員を塗装作業に従事させていたが、従業員だけでは作業員の数足りない場合には、外注先に依頼して塗装作業を行わせていた。

②X社は、平成27年3月までX社の各従業員に対し、1日当たりの基本給にその月の作業従事日数を乗じた金額及び時間外手当の合計額から源泉徴収税額等を控除して、その月の翌月末に支払っていたが、平成26年10月頃、平成27年4月から健康保険及び厚生年金保険に加入し、各人の給与から健康保険料及び厚生年金保険に係る保険料を徴収する旨説明したところ、従業員であった甲及び乙(以下「本件作業員」という。)から、給与の手取り額が減るのは困るので、「外注先」として取り扱って欲しいとの申し出があった。

X社は、その申し出を受け、平成27年4月から各作業員を「外注先」として取り扱うこととし、××職業安定所長に対して、各作業員が離職する旨を記載した「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出し、同署長から「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の交付を受けた。

③各作業員は、平成27年4月以降もX社の塗装作業に従事し、X社に対し請求書を提出し、X社から各請求書に基づき報酬の支払を受けた。

④X社は、平成27年7月から乙を、平成29年5月から甲を、それぞれ再び従業員として取り扱い、他の従業員と同様に給与を支払うなどした。

⑤〇〇税務署長は、X社に対し、本件支出金は従業員に対する給与であり、課税仕入れに当たらないなどとして各更正処分をした。

⑥X社は審査請求したが、国税不服審判庁は、令和元年8月27日付でX社の審査請求を棄却する旨の裁決をしたため、本件訴えを提起したものである。

(3) 裁判所の判断

①「給与等」該当性の判断枠組み

消費税法は、事業者を消費税の納税義務者とし、事業者とは個人事業者及び法人をいい、個人事業者とは事業を行う個人をいうものとしていること、消費税法1-1-1は、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合には事業に該当せず、また請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払いの給与であるか請負による報酬であるかの区分については雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるとし、その区分が明らかでないときは、例えば次の事項を総合勘案して判定することとしている。

- ㊦ その契約に係る役務提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- ㊧ 役務提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- ㊨ まだ引き渡しを了していない完成品が不可抗力のために滅失した場合等においても、その個人の権利として既に提供した役務の報酬を請求することができるかどうか。
- ㊩ 役務提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

これは、消費税法2条1項12号で課税仕入れから除外される「給与等を対価とする役務の提供」に該当するか否かの基準ではないが、その判断に当たっても参考となる基準といえる。

これを本ケースに当てはめると、本件支出金は、X社から空間的・時間的拘束を受け、継続的ないし断続的にされる労務又は役務の提供の対価として支給されたものであり、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付というべきであ

るから、所得税法28条1項の「給与等」に該当する。
したがって、消費税法2条1項12号にいう「課税仕
入れ」にあらず、仕入税額控除の対象とならない。

したがって、本件各更正処分は適法である。

(4) 検討

本事案は、消費税において問題となることの多い
雇用か請負かが争われたケースである。その判断基
準としては、消基通1-1-1の4つの要件を用いて総
合的に行われることが多いが、本判決例ではそれぞ
れの要件について丁寧に示されていたように思われ
る。なお今後は、働き方改革やコロナ禍の影響でリ
モートワークが増えるなど、従来とは勤務形態が変
わってきていることから、その判断にも影響が生じ
る(例えば空間的・時間的拘束など)ことが予想さ
れる点にも注意したい。

Ⅲ. 最後に

我が国でコロナ感染症が認識されてから、3年以
上経過した。特に現在も継続している第8波の状
況からみると、少なくとも特效薬ができるまでは完
全に収束するという事は当面考えにくく、共存せ
ざるを得ないのが実情である。

その中において、我々の業務(リモートワークの
定着等)及び環境(特に飲食に関するもの)は大きく
変わっており、それらの多くはこれからも継続する
であろうことが予想される。

つまり、税務現場においてもコロナ禍前とは異な
る問題が生じており、それらについて見落とさない
ように対応していかなければならないことについ
ては、特に注意する必要がある。

プロフィール



税理士 嶋 協(しま かのう)

〈略歴〉

千代田区神田神保町にて嶋税理士事務所開業
東京税理士会 会員相談室委員
東京地方税理士会 税法研究所研究員
青山学院大学大学院法学研究科(ビジネス法務専攻科)講師

〈主な著作〉

「税務形式基準の実務対応」 清文社など

消費税制度における インボイス方式導入が及ぼすリスク

的場 龍太郎

1. はじめに —インボイス制度対応と優越的地位 濫用の関係

財・サービスの取引に対して広く公平に課税される税である日本の消費税は、導入から34年目を迎える。国税庁の租税及び印紙収入決算額調によると、令和3年度のが国の租税及び印紙収入のうち、消費税の占める割合は約32%（消費税決算額21,888,613百万円／決算額一般会計分合計67,037,885百万円≒32.6%）であった¹。我が国では、他国に類をみない速度で少子高齢化が進んでおります。少子高齢化に伴い社会保障の費用は増え続け、対応策として安定的な税収確保の点から考えても、消費税の重要性は高まりつつあるといえる。

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、いわゆる「インボイス制度」が導入される。このインボイス制度に関連して2021年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まった。2016年度の税制改正によって、2019年10月1日から軽減税率が導入され複数税率になった。これまで我が国の消費税は1989年から始まって30年以上、仕入税額控除については帳簿方式から始まり請求書等保存方式に移行し、日本独自の形を採用してきたが、複数税率の副産物という形でインボイス制度に移行することになった。インボイス制度については、経過措置が設けられているものの、消費税創設以来の大改革であり、商品・サービスの買手側、そうした商品・サービスの仕入先側の双方にとって大きな金銭的インパクトをもたらす可能性が高い。

情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの「場」を提供し、そこに異なる複数の利用者層が存在する多面市場を形成し、いわゆる間接ネットワーク効果が働くという特徴を有する「デジタル・プラットフォーム」を提供する事業者（以下、「プラットフォーム事業者」という。）の中には、消費税の免税事業者と推測される多くのフリーラン

ス等と同一内容の継続的な取引を行っている者もいると思われる。そのようなプラットフォーム事業者側ではこれらのフリーランス等との仕入取引に課される消費税について段階的に仕入税額控除が取れなくなるため、これらフリーランス等との取引の在り方について検討を要する。プラットフォーム事業者側が仕入税額控除を取れなくなることを理由に、フリーランス等に対して、インボイス制度の導入までに課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録を完了することを取引継続の条件として一方的に要求するとなれば、独占禁止法上の優越的地位濫用の問題を生じさせることになる。

現実問題として、免税事業者が登録申請し課税事業者となる場合は、納税とセットになることから、価格交渉というものが大きな課題となってくる。これに関しては、2022年1月に財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省が連名で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」²を公表している。

図表1 インボイス制度への対応に関する
Q&Aについて
～独占禁止法等において問題となる行為～

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引き下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような恣恥等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

（出所）：財務省…「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」2022年3月8日を参考に筆者作成

以下では、インボイス制度の概要を説明した上で、優越的地位濫用のおそれが生じる事案を紹介し、考えられる対応策について簡単に言及する。

2. インボイス制度の概要

(1) インボイス制度

まず、消費税制度とは、ごく簡単に述べると、事業者が自社の商品やサービスを販売・提供した際に受け取った消費税額（売上げに係る消費税額）から、その自社の商品やサービスを販売・提供するにあたって行った仕入取引に関して支払った消費税額（仕入れに係る消費税額）を控除して納付税額を計算する制度である。算式で表せば、次のとおりとなる。

$(\text{納付税額}) = (\text{売上げに係る消費税額}) - (\text{仕入れに係る消費税額})$

2023年10月1日よりインボイス制度が導入される結果、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、仕入先である登録事業者から仕入取引に対応するインボイス（適格請求書又は適格簡易請求書）の交付を受けて、保存することが求められる。

そして、インボイスにおいては、①消費税の計算に必要な事項である、取引年月日、取引の内容、税率毎の対価の合計額・適用税率、消費税額に加えて、②インボイスを発行する事業者（適格請求書発行事業者）の氏名又は名称及び登録番号の記載が求めら

れることになる。そのため、下記(2)に述べる、適格請求書発行事業者としての登録をせず、登録番号を有しない事業者からの仕入れに係る消費税については、下記(5)で述べる経過措置を経て、発注者において仕入税額控除を受けることができなくなることが予定されている。

(2) 適格請求書発行事業者としての登録

インボイス制度が導入される2023年10月1日から適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署長に提出する必要がある。また、適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、課税事業者である必要があるため、課税売上高が1,000万円以下であり、消費税の納税義務を負わない免税事業者は、課税事業者となることを自ら選択した上で、登録申請を行うことになる。

申請が受理されると登録番号が付与され、適格請求書発行事業者登録簿に登録され、登録事項は、インターネットを通じて公表することとされている³。

(3) インボイス制度の理解と導入準備等の実態

帝国データバンクが発表した「インボイス制度に関する企業の意識調査」⁴結果によると、自社におけるインボイス制度への理解は、企業の76.6%が「理解している」と認識していた。その内訳は、「ある程度理解」は61.5%となったが、「十分に理解している」は15.1%にとどまった。他方で、企業の20.0%で「理解していない」とし、そのうちごく少数の0.3%にとどまるが、「言葉も知らない」企業も存在した。

日本商工会議所は2022年9月8日、「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査」⁵を公表した。同調査によると、42.2%の事業者がインボイスの導入に向けて特段の準備を行っていないと回答したほか、登録申請を行った事業者は10.5%にとどまった。また、独占禁止法上の優越的地位濫用の問題についても、28.4%が「免税事業者との取引は(一切または一部)行わない」、「経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示した。免税事業者が課税転換する際の課題として最も多かった

のは、「消費税負担により資金繰りが厳しくなる」の62.0%。そして、免税事業者の30.8%が「課税事業者になる予定」と回答した。

東京商工リサーチが8月初旬に実施した企業アンケート⁶で、制度開始後は免税事業者と「取引しない」との回答は9.8%で、半数近くが「未定」。今後、「取引しない」回答は増える恐れもある。

(4) 益税問題

現行法においては、事業者の納税義務負担を軽減するために、次の二つの措置が認められている。

一つは、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、課税事業者となることを選択しない限り、消費税を納付する必要がない免税事業者となる「事業者免税点制度」である。これは、免税事業者等からの課税仕入れは、その取引に係るインボイスが発行されないため、免税事業者等から課税仕入れを行った事業者はその課税仕入れに係る仕入税額控除ができない。そのために事業者は免税事業者等からの仕入れをなくそうとする。その結果、免税事業者が取引から排除されかねないということである⁷。

もう一つは、実際の仕入取引に係る消費税額に代えて、課税期間における課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けることによって得られるみなし消費税額を、仕入控除税額として用いる「簡易課税制度」であり、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者の選択によって認められている。

これらの制度は、本来納付すべき消費税額が事業者の手元に残る「益税」を発生させ、消費税の税率が引き上げれば上がるほど益税が大きくなり国庫からの消費税の流出を招く関係にあるため、国家財政の観点から、従前より問題視されてきた。益税の問題については、インボイス方式の下では、納税義務を負う課税事業者間でのみ仕入税額控除が行われるため、免税事業者が介在することによる益税は生じにくい。益税問題の解消は、インボイスの採用を強く求める理由の一つとなる⁸。

(5) 経過措置

インボイス制度の導入によっても免税事業者自体

はなくならない。そして、適格請求書発行事業者としての登録をしない免税事業者が直ちに取引から排除されることがないように、激変緩和策として、免税事業者からの仕入取引についても、現行法の仕入税額控除のための要件を充足すること等を要件として、インボイス制度の導入後3年間は当該仕入取引に係る消費税額の80%、その後の3年間については50%の限りで仕入税額控除が認められる経過措置が定められている。最終的には適格請求書発行事業者としての登録をしない免税事業者からの仕入れに関しては仕入税額控除を得られなくなるため、免税事業者が取引減少のおそれも踏まえて適格請求書発行事業者の登録をする流れとなれば「益税」問題は縮小に向かうものと見られる。

(6) 簡易課税制度

以上のとおり、免税事業者においては、今後導入されるインボイス制度を踏まえて、今後も免税事業者であり続けるのか、あるいは、課税事業者となることを選択した上で、適格請求書発行事業者として登録するのか、また、登録するとしていつから登録するのか、適格請求書発行事業者とならないことによる発注者側からの取引の減少のリスクや金銭的インパクトも踏まえて、検討する必要があるといえる。

このような検討において、簡易課税制度は重要な意義を有するといえる。

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度である。具体的には、その納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率⁹を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することができる。

したがって、インボイス制度の導入に伴って課税事業者への変更を検討する免税事業者においては、併せて簡易課税制度の選択の要否についても検討を

要するといえる。

3. 適格請求書発行事業者への登録要請と独占禁止法上の問題点

以下では、特に影響の大きい、仕入先が免税事業者である場合を念頭に、消費税インボイス制度の導入後の仕入先との取引条件の設計につき、独占禁止法上の問題点・留意点を検討する。

(1) 優越的地位濫用のおそれ

発注者側としては、インボイス制度の導入後は仕入先に対し、適格請求書発行事業者として登録してもらい、従前通りの仕入税額控除を得られるようにするのが最も望ましい。このため、発注者としては、仕入先に対し、適格請求書発行事業者としての登録を要請したいところであろう。他方、仕入先側としては、既に課税事業者となっている場合には適格請求書発行事業者の登録をしても適格請求書発行に伴う各種の作業負担はあれインボイス制度の導入前と税負担の面において変わるところはないが、仕入先が免税事業者である場合には、課税事業者となることに伴う「益税」の喪失又は減少といった大きな税務上の悪影響が発生する。

こうした状況のもとで、発注者側が免税事業者である仕入先に対して、適格請求書発行事業者としての登録を要求し、登録に応じない仕入先に対して、直ちに契約解除や契約単価の引き下げを示唆したり、実際に契約解除や契約単価の引き下げを行ったりする場合には、発注者側の行為は、優越的地位にある者による相手方への一方的な取引条件の設定として、独占禁止法上の優越的地位濫用に該当するおそれが高い。

(2) 発注者側の取引自由の原則とのバランス

発注者が免税事業者である仕入先との取引を、インボイス制度導入後も従前通りの取引条件で必ず継続しなければならない義務は、優越的地位濫用規制を前提としても存在しないというべきである。よりよい取引条件を提示可能な仕入先との取引関係を強化し、そうでない仕入先との取引関係を縮小させていくことは競争原理の帰結でもあり、資本主義の基本原則の一つでもある。

また、免税事業者である仕入先の中には、あえて

課税事業者となることで仕入税額控除を従前通り受けられる発注者側の便宜にも配慮し、取引の拡大や競争力強化を図る者が出てくることもあり得る。つまり、発注者としては、仕入先側の立場や状況にも理解を示しつつ、インボイス制度の下で発注者側と仕入先側の双方が納得のいく妥結の余地を丁寧に探っていくことが優越的地位濫用のリスクを避けるために有用である。

(3) 優越的地位濫用に問われるリスク具体的な対応¹⁰

免税事業者に対して、適格請求書発行事業者としての登録を要請する場合、最も大切なことは、発注者が一方的に登録の要請を強いていると取られないようにすることである。この「一方的」との非難を避けるためには、発注者が、①仕入先側(特に免税事業者)の事情についても配慮を示すこと、②仕入先側に発注者側の状況を把握してもらった上で判断の時間を十分に与え、拙速に登録の意向確認を求めないことが重要と思われる。

仕入先の数、属性(副業的な個人事業者か否か)、発注者との力関係・依存度など、発注者側と仕入先側の関係性は千差万別にならざるを得ず、優越的地位濫用にならないためのバランスの良い丁寧な妥結の模索に関して答えは一律ではない。このため、あくまで例示であるが、発注者としては以下のような対応指針が考えられる。すなわち、まずは発注者から消費税法上の経過措置も含めた制度説明を免税事業者側に積極的に行い、免税事業者との仕入取引に関する仕入税額控除の段階的廃止が発注者側においても大きなインパクトをもたらすことを仕入先に周知すること、現在免税事業者である仕入先が自発的に課税事業者として登録するとすれば仕入先側にも痛みが発生することにも十分配慮を示しつつ、時間的な余裕を与えて登録に向けた検討を要請することがベストプラクティスと考えられる。

また、可能であれば、経過措置とも組み合わせる形で、発注者と仕入先とで痛み分けを行えるような単価・取引条件のパッケージ案や免税事業者から課税事業者へ切り替えた者への一定のインセンティブ案を準備し、そうしたパッケージ案、インセンティブ案をベースに一定の時間をかけて交渉、妥結を目指すことが考えられる。それでも妥結が困難な仕入

先とは一定年限のもとで仕入先との取引を縮小、終了するといった手続きを踏んでいくのであれば、優越的地位濫用に問われるリスクは比較的抑えられたものになると考えられる。

(4) スタートアップやフリーランスの保護のための法整備

消費税の税率上昇の際には、時限立法として消費税転嫁特別措置法が制定され、免税事業者であるか否かを問わず、仕入取引先に対して消費税上昇分の対価の引き上げを行わないことが同法上の買いたたきに該当するとして仕入取引先への保護が行われた。

公正取引委員会及び経済産業省は、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的とし、2021年3月に立て続けにガイドライン¹¹を公表している。これらは、スタートアップやフリーランスの保護のために、下請法に類似する新たな立法が検討されており、インボイス制度に伴う課税事業者の登録の要請にあたって、こうした新法制定の内容も注視していく必要がある。

4. おわりに

以上のとおり、インボイス制度は、商品・サービスの買手側、そうした商品・サービスの仕入先側の双方にとって大きな金銭的インパクトをもたらし得る。そのような中、買手側が免税事業者である仕入先に対して、一方的に、適格請求書発行事業者としての登録を要求したり、その要求を応諾しない仕入先側との取引を直ちに停止したりするといった拙速な対応をする場合には、優越的地位にある者による相手方への一方的な取引条件の設定として、独占禁止法上の優越的地位濫用に該当するおそれが高い。したがって、2023年10月1日のインボイス制度の施行に向けて、免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録の要否を検討することに加えて、発注者側においても、とりわけ免税事業者である仕入先との取引について、仕入先側の事情にも配慮しつつ、一定の時間をかけて交渉し、双方が納得のいく妥結の余地を探っていくという慎重な対応が求められる。

政府・与党は数年間に限り、一定額以下の少額取引については、従来通りインボイスがなくても税額控除できるようにする期限付き特例措置を設ける方針を固めた。期間や対象取引額などの詳細は、今後の与党税制調査会で詰め、2022年12月中旬にまとめる与党税制改正大綱に盛り込む。特例措置が実現すれば、優越的地位濫用のおそれが生じる事案は当面和らぐ事が予想される。

- 1 財務省「令和3年度租税及び印紙収入決算額調」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/account/r2021.pdf (2022年〇月〇日閲覧)
以下同様に修正
- 2 注を入れる。3月に改訂している。
- 3 国税庁「インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト」
<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>
- 4 株式会社帝国データバンク「インボイス制度に関する企業の意識調査」
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p221107.pdf>
- 5 日本商工会議所「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査」
<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2022/0908110000.html>
- 6 株式会社東京商工リサーチ「インボイス制度の登録が難航 10月末の登録率は37.1%、個人企業は14.9%と低迷」
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20221110_01.html
- 7 望月俊浩「消費税の複数税率化を巡る諸問題」『税務大学校論叢』42号(2003.6)231頁～232頁
- 8 佐藤良「インボイス方式導入をめぐる経緯と課題」『調査と情報』949号(2017.3.23)9頁～10頁
- 9 みなし仕入率は、事業の種類毎に以下のとおりである(同法37条1項1号、同施行令57条1項)。第一種事業(卸売業)90%、第二種事業(小売業)80%、第三種事業(製造業等)70%、第四種事業(その他の事業)60%、第五種事業(サービス業等)50%、第六種事業(不動産業)40%
- 10 井本吉俊、堀内健司「消費税インボイス制度導入に伴うサプライヤーとの取引設計と独占禁止法遵守の課題」NO&T Competition Law Update 独占禁止法・競争法ニュースレター第2号/NO&T Tax Law Update 税務ニュースレター第7号(2021.12)
- 11 公正取引委員会、経済産業省「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331010/20220331010.html>
内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326005/20210326005.html>

プロフィール



的場 龍太郎

栗山税理士事務所勤務

自らの知識を大企業ではなく中小企業経営者に生かし、地域の経済を活性化することが使命であると考え、中小企業経営者、不動産オーナーを主な顧問先として法人税、所得税そして相続税を総合的に考慮した月次巡回監査やコンサル業務などの税理士補助業務を行っている。

会計教育における 信頼ゲームの適用可能性

根岸 亮平

<目次>

1. はじめに
2. 信頼ゲーム
3. 記録オプション付き信頼ゲーム
4. 開示オプション付き信頼ゲーム
5. 信頼ゲームの示唆と会計教育への適用可能性

1. はじめに

会計教育については、これまで数多くの研究が蓄積され、様々な知見が提示されている。例えば、日本会計研究学会におけるスタディ・グループの成果として、藤田(1998)は全国の大学・短期大学に会計教育の実態調査を行い、今後の会計教育の展望として、①営利企業の会計から、あらゆる組織の会計を教育の対象とすること、②覚える会計から、考え・創造する会計教育への重点移行、③財務会計と管理会計の両面を理解するための教育、④社会体制・企業体制について経済、法律、経営、財務の各側面から理解を深める教育、⑤会計を広く、深く理解し、考え・創造するために専門教育と教養教育の融合を提示している(藤田 1998, pp.229-230)。

また、藤永(2004)では、日本を含む海外における会計教育の改革についての調査を行い、21世紀の会計教育のあり方について検討した結果、①会計教育の目標明確化と教育方法の確立、②教養教育、専門基礎教育などを重視した会計教育システムの確立、③世界に通用する会計教育とともに地域に貢献する会計教育の確立、④会計理論と会計実践の同時的教育システムの確立、⑤教育内容と達成基準の明確化と教授法の研究が必要であると論じている(藤永 2004, pp.10-13)。

そこで本稿では、新たな会計教育について検討するにあたり、信頼ゲーム¹(trust game)に焦点を当てる。信頼ゲームは、経済学におけるゲーム理論をもとに、1990年代以降国内外で数多くの研究が蓄

積されている。そして、会計教育において信頼ゲームを適用することにより、上記の知見のうち、特に「覚える会計から、考え・創造する会計教育への重点移行」、「会計理論と会計実践の同時的教育システムの確立」に資する可能性がある。そこで本稿では、信頼ゲームに関するこれまでの先行研究について整理を行い、それらの先行研究から得られた示唆をもとに、会計教育への適用可能性について考察することとする。

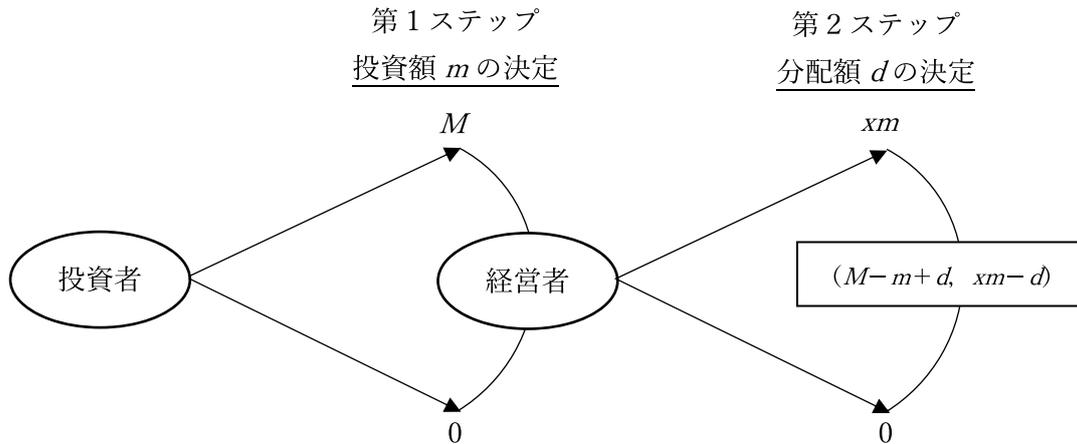
2. 信頼ゲーム

Berg et al. (1995) は、ほぼすべての取引に信頼が偏在しているという前提のもと、取引においてその信頼性を高める要因(または低下させる要因)を検討するために信頼ゲームという実験をデザインした。信頼ゲームにおけるプレイヤーは、投資者と経営者の2者であり、ゲームのルールは以下の2つのステップで進んでいく。第1のステップは、当初保有額 M が与えられた投資者の意思決定であり、経営者への投資額 m (すなわち、手元保有額 $M - m$)を決定する。第2のステップは、経営者の意思決定であり、投資者より投資された資金 m をもとに x 倍稼働した資金 xm から投資者への分配額 d (すなわち、手元保有額 $xm - d$)を決定する。2つのステップの結果として、投資者の利得は $M - m + d$ となり、経営者の利得は $xm - d$ となる。これらのステップをまとめたゲームツリーは、以下の図表1となる。

このゲームでは、第1ステップにおいて投資者は投資額 m を自由に決定でき、第2ステップにおいて経営者は投資家への分配額 d を自由に決定することができる。第1ステップで投資者が選択する金額は、第2ステップでの経営者からの分配額の予想に応じて変わり、投資家が経営者のことを信頼すればするほど、投資者による経営者への投資額 m は大きくなる。したがって、投資額 m は経営者への信頼度を表す指標、経営者による分配額 d は投資者への互惠性を表す指標と解釈することができる。お互いにとって最も望ましい結果(利得の最大化)を達成するためには、投資者は経営者を信頼して投資し、経営者は投資者の信頼に応じて分配するという互惠的

1 または、投資ゲーム(investment game)とも呼ばれる。

図表1 信頼ゲームにおけるゲームツリー



行動をとる必要がある。

一方、この第1ステップと第2ステップのようにプレイヤーの意思決定の順番がある逐次手番ゲームの場合には、最後のプレイヤーの意思決定からさかのぼるバックワード・インダクションにより、合理的な意思決定について検討を行うことが出来る。この場合、経営者が利得 $xm - d$ の最大化を達成する場合には、投資額に関わらず分配額 d をゼロ (すなわち、手元保有額 xm) とすることが第2ステップにおいて最適な意思決定となる。このような意思決定を踏まえてさらにさかのぼると、いくら投資しようとも経営者から分配は得られないため、投資者も経営者への投資額 m をゼロ (すなわち、手元保有額 M) とすることが第1ステップにおいて最適な意思決定となる。したがって、 $m = 0$ 、 $d = 0$ (つまり、投資者は経営者を信頼せず、経営者は投資者に報いない状態) がこのゲームにおける理論上の均衡となる。

しかしながら、Berg et al. (1995) では、このゲームにおける理論上の均衡とは異なる結果が示されている。Berg et al. (1995) では、投資者に与えられる当初保有額 M は10ドル、投資額は3倍されて経営者の利得 ($3m$) となる条件で実施された。その結果、投資者による平均投資額は5.16ドル、経営者による平均分配額は4.66ドルであった。すなわち、投資者は当初保有額の半分以上 (51.6%) を投資し、経営者はその平均投資額に匹敵する額 (投資額の約90%) を分配したことになる。このように Berg et al. (1995) では、お互いに利得の最大化を目指して、

投資者は経営者を信頼し、経営者も投資者に報いるという結果が示されている。

この Berg et al. (1995) 以来、数多くの信頼ゲームによる検証が行われてきた。それらの結果をもとに、信頼ゲームのメタ分析を行った Johnson and Mislin (2011) によれば、投資者は平均的に保有額のおよそ半分を経営者に投資し、経営者は平均的に保有額の37%を分配するという。この37%という割合は、経営者への利得が3倍 ($3m$) となる場合、投資された元本にさらに金額を加えて投資者に分配していることを意味している。このように、信頼ゲームにおける数々の検証によれば、プレイヤーの行動は理論上のゲーム均衡とは全く異なり、Berg et al. (1995) における結果と同様、投資者は経営者を信頼し、経営者も投資者に報いるという傾向が示されている。次節以降では、この Berg et al. (1995) の実験にオプションを加えた2つの信頼ゲームについて概観することとする。

3. 記録オプション付き信頼ゲーム

Basu et al. (2009) では、信頼ゲームを10期間の繰り返しを行うゲームに拡張し、より複雑な取引環境下において分析を行っている。また、1人の投資者と1人の経営者がプレイヤーとして参加するゲーム (単一組ゲーム) と5人の投資者と5人の経営者がプレイヤーとして参加するゲーム (複数組ゲーム) という取引環境の複雑性の異なる2つのゲームを実施している。さらに、取引についての記録をつける

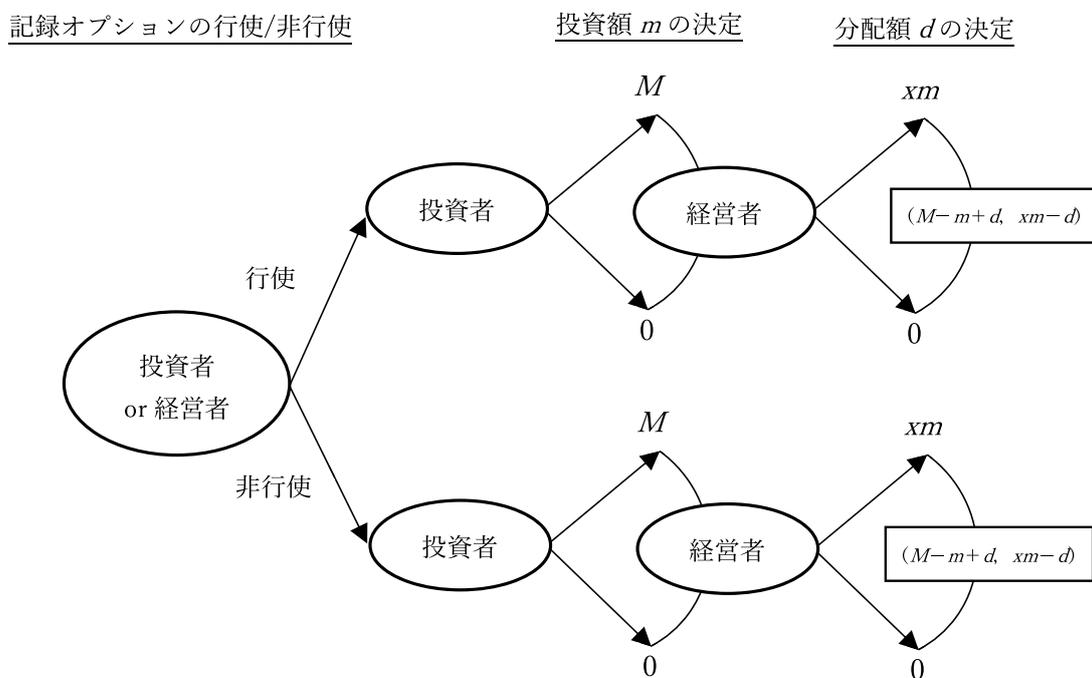
ことができる「取引記録あり」の実験²とそうではない「取引記録なし」の実験に分けて実施されている。取引記録の有無は、投資者および経営者の利得には影響を与えないため、Berg et al. (1995)における信頼ゲームと同様、 $m=0, d=0$ がこのゲームにおいても均衡となる。すなわち理論上、記録の有無は、図表2の通り投資者および経営者の信頼性や互恵性に影響を与えないということになる。

しかし、Basu et al. (2009)の仮説では、記録によって過去の取引をより効果的に呼び起こすことができるので、①期待される行動に関する評判の形成が促進され、②経営者による行動の互恵性が高まることになる。それにより、③投資家は過去に好ましい分配を行った経営者を信頼し、その経営者により多くの投資を行うと予測した。Basu et al. (2009)によれば、これら①～③の仮説が支持される結果が示されている。まず仮説①について、Basu et al. (2009)は評判の代理変数として、それぞれのプレイヤーのイメージ・スコアを算出している。投資者のイメージ・スコアは、経営者への投資額が多い

と増加し、投資額が少ないと減少する。経営者のイメージ・スコアは、投資者への分配額が多いと増加し、分配額が少ないと減少する。その結果、「記録あり」と「記録なし」で比較した時に、「取引記録あり」の方がイメージ・スコアが有意に高くなり、記録により評判の形成が促進されることが示唆された。次に仮説②について、経営者による公正なりターンを算出している。ここで公正なりターンとは、投資者による投資額の半分以上の金額を経営者が分配することであり、Basu et al. (2009)の結果では公正なりターンの頻度は、「記録あり」の実験の方が有意に高かった。最後に仮説③について、投資者による投資額の最大額と最少額のスプレッドを算出している。「記録あり」の実験においては、評判の良い経営者にはより多くの投資を行い、評判の悪い経営者にはより少ない投資を行うため、そのスプレッドは大きくなると予測される。結果として、「記録あり」の実験の方が、スプレッドが有意に大きくなることが示された。

ただし、Basu et al. (2009)における記録は自由

図表2 記録オプション付き信頼ゲームにおけるゲームツリー



2 「取引記録あり」の実験では、コンピュータ画面にタイピングが可能なウィンドウが表示され、プレイヤーは記録を残すことができる。なお、記録を残すかどうかはあくまで任意であり、プレイヤー全員が記録を残しているわけではない。

記述であるため、定量的な情報のみならず定性的な情報を含んでいる。また、ここで記録された情報は、相手との取引に関する外部の情報であり、財務諸表のように内部の情報を外部に公表されることは想定されていない。そのため、三輪(2012)では、Basu et al. (2009)における信頼ゲームに修正を加え、記録される情報を会計情報に近づけている。具体的には、記録の様式を画一化し、すべての期間において相手への支払額および相手からの受取額を数値により記録し、その差額を利益として計算する。この記録のもと、6期間の複数組ゲームのパイロットテストを行い、Basu et al. (2009)において検証された仮説について追加的な検証を行い、三輪(2012)においてもBasu et al. (2009)とおおむね整合的な結果が確認されている。

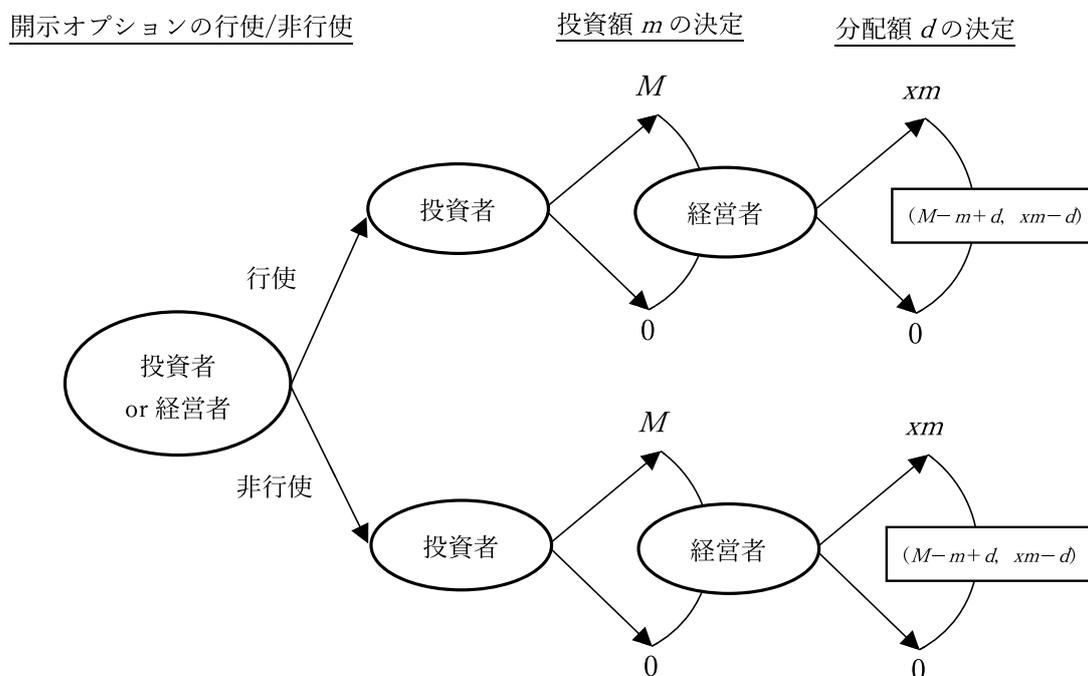
4. 開示オプション付き信頼ゲーム

田口(2015)では、信頼ゲームに情報の非対称性を導入し、より現実の情報開示に近づけて分析を行っている。具体的には、従来の信頼ゲームにおいて

公開されていた投資者より投資された資金 m をもとに稼得した資金が何倍になるのか(パラメータ x)の情報を経営者の私的情報とした。すなわち、経営者がどれだけ稼得できる能力があるのか³について、経営者自身は知っているが、投資者は知らないという情報の非対称性を作り出している。しかしながら、パラメータ x について情報の非対称性が生じている場合、経営者がどれだけ稼得できるのかについての情報が投資者に開示されていないので、投資者はどの経営者に投資すべきかの判断が難しくなり、それにより投資をしてもらえないことは経営にとって大きな障害となるため、投資者および経営者にとって好ましくない状況となる。

そのため、田口(2015)では、信頼ゲームを開始する前に私的情報であるパラメータ x を開示する2つのオプションを与えている⁴。1つは、経営者が自ら行使し、パラメータ x を自発的に全体に開示できるというオプションである(Voluntary条件)。もう1つは、投資者が行使し、それに応じて経営者がパラメータ x を全体に開示するというオプションであ

図表3 開示オプション付き信頼ゲームにおけるゲームツリー



3 現実の状況に置きかえれば、パラメータ x は企業の収益力・企業の業績と捉えることができる。

4 ただし、オプションの行使や情報開示によるコストはかからないものとしている。

る (Compelled 条件)。このようなオプションが与えられたとしても、投資者および経営者の利得には影響を与えないため、Berg et al. (1995) における信頼ゲームと同様、 $m = 0$ 、 $d = 0$ がこのゲームにおいても均衡となる。すなわち、図表3の通り、理論上、情報開示オプションは、投資者および経営者の信頼性や互恵性に影響を与えないということになる。

田口 (2015) による実験の結果によれば、Voluntary 条件における平均投資額は4.16、Compelled 条件における平均投資額は5.62であった。すなわち、情報開示オプションにより投資者の行動に違いが生まれ、投資者が情報開示オプションを有する場合には、より多くの投資を行うという結果となった。さらに、詳細に分析すると、Compelled 条件においては、投資者の要請に応じた経営者による情報開示の有無は平均投資額に違いをもたらさず⁵、Voluntary 条件においては、経営者から自発的に情報開示を行った場合には平均投資額が高くなった⁶。一方、経営者の行動に着目すると、Voluntary 条件における平均返戻率⁷は0.19、Compelled 条件における平均返戻率は0.23であった。この条件でもまた、情報開示オプションにより経営者の行動に違いが生まれ、投資者が情報開示オプションを有する場合には、より多く投資者に分配を行うという結果となった。

5. 信頼ゲームの示唆と会計教育への適用可能性

最後に、本稿で取り上げた信頼ゲームから得られた示唆を整理し、会計教育への適用可能性について考察を行う。

記録オプション付き信頼ゲームでは、記録の存在により、投資者および経営者の信頼性および互恵性に影響を与え、記録がない場合に比べそれぞれの行動に違いをもたらしている。すなわち、投資者はそれまでの経営者の分配額を知ることができるため、それぞれの経営者の信頼性を見極めた上で投資をすることができる。一方で、経営者は自分自身の分配額が記録されていることを知っているため、より互恵的な分配をすることが最適な行動となる状況と

なったと考えることができる。これらの結果は、会計というシステムの根本に位置づけられる記録・記帳の重要性を改めて示唆している。このことから、記録オプション付き信頼ゲームを通して、会計教育において「なぜ記録を行うのか」という根本的な問いとともに、日々の取引を仕訳により記録を行うことによるメリットを再認識することが可能となる。

一方、開示オプション付き信頼ゲームでは、経営者の収益力に関する私的情報について2つの開示オプションが設定されている。1つは、自発的に全体に開示できるというオプションであり、もう1つは要請に基づき全体に開示するというオプションである。財務諸表を中心とする財務情報は、株式市場のディスクロージャー制度において法規制のもとで強制的に開示が求められている。田口 (2015) においては Compelled 条件の方が投資者の平均投資額および経営者の返戻率が高くなり、財務情報の強制開示を求めている現在のディスクロージャー制度と整合的な結果を示している。他方で、ESG 情報やSDGsに関する情報など様々な非財務情報を中心に、それぞれの企業による自発的開示が広がりを見せている。これらのことを踏まえると、開示オプション付き信頼ゲームは、上場企業における投資家への会計情報のディスクロージャー制度のあり方として、会計教育においてどのような情報であれば強制開示とし、どのような情報であれば自発的開示とすべきであるかを学生自身で考える契機となると考えられる。

本稿では、信頼ゲームに関するこれまでの先行研究について整理を行い、それらの先行研究から得られた示唆をもとに、会計教育への適用可能性について考察を行った。これらの示唆をもとに会計教育において種々の信頼ゲームを実践することで、実際にいかなる教育効果をもたらすかについては、今後の検討課題としたい。

5 具体的には、行使時の平均投資額5.65、非行使時の平均投資額5.39で、両社の間に統計的な違いはみられなかった。

6 具体的には、行使時の平均投資額4.60、非行使時の平均投資額2.93で、両者の間には1%水準で統計的に有意な差がみられた。

7 投資額により返戻可能となる金額は異なるので、返戻率(=d/xm)を計算している。

参考文献

- Basu, S., J. Dickhaut, G. Hecht, K. Towry, and G. Waymire (2009). Recordkeeping Alters Economic History by Promoting Reciprocity. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the USA*, 106 (4), pp.1009-1014 .
- Basu, S., and G. Waymire (2006). Recordkeeping and Human Evolution. *Accounting Horizons*, 20(3), pp.201-229 .
- Berg, J., J. Dickhaut, and K. McCabe (1995). Trust, Reciprocity, and Social History. *Games and Economic Behavior*, 10 (1), pp.122-142 .
- Dickhaut, J. (2009). The brain as the original accounting institution. *The Accounting Review*, 84(6), pp.1703-1712.
- Johnson, N. D. and Mislin, A. A. (2011). Trust games: A meta-analysis. *Journal of Economic Psychology*, 32(5), pp.865-889.
- 田口聡志 (2015).『実験制度会計論：未来の会計をデザインする』中央経済社.
- 田口聡志 (2020).『教養の会計学：ゲーム理論と実験でデザインする』ミネルヴァ書房.
- 藤田幸男編著 (1998).『21世紀の会計教育』白桃書房.
- 藤永弘編著 (2004).『大学教育と会計教育』創成社.
- 三輪一統 (2012).「取引の意思決定と会計記録—投資ゲーム実験による検証に向けて—」『大阪大学経済学』, 61(4), pp.57-68.

プロフィール



根岸 亮平

略歴：早稲田大学法学部卒業、同大学院商学研究科博士後期課程満期退学、
同大学産業経営研究所助手、本学商経学部助教を経て、2019年4月から現職。

会計リテラシー教育の導入と課題 —学校教育への導入の困難性とそれにより 生じる社会的な問題—

渡邊 圭

1. 問題意識

本稿は、会計リテラシー教育の不可欠性と学校教育を中心にその導入の困難性に関する諸問題を明かにするものである。日本公認会計士協会によれば会計リテラシーとは、「広く国民が社会で活躍していくための会計の基礎的な素養」と定義しており、専門知識としての会計の知識を指すものではない⁽¹⁾。本稿では、会計リテラシーの範囲を企業会計に焦点を当て論じていく。

2017年7月に文部科学省から公表された中学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編の公民的分野には「資金の流れや企業の経営の状況などを表す企業会計の意味を考察することを通して、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めるとともに、利害関係者への適正な会計情報の提供及び提供された会計情報の活用が求められていること、これらの会計情報の提供や活用により、公正な環境の下での法令等に則った財やサービスの創造が確保される仕組みとなっていることを理解できるようにすることも大切である」⁽²⁾と示されており、義務教育の段階ですべての生徒に対して会計リテラシー教育が求められていることがわかる。

しかし、日本公認会計士協会が2022年5月に公表した中学校における「会計基礎教育」対応状況調査(第2回)の結果について(以下、同調査とする。)によると、授業での取り扱い状況を見るとアンケートに回答した中学校の半数が企業会計について数分程度しか触れておらず、残りの半数は授業でも取り扱われていないのが現状である⁽³⁾。同調査に回答した中学校のうち4校は事例による会計情報の活用方法について授業展開がなされたとしているが、会計リテラシー教育導入の困難性が伺える⁽⁴⁾。

そこで、本稿では学校教育において会計リテラシー教育導入の困難性に関する要因を明らかにし、それにより生じる社会的な問題について考察していく。

2. 先行研究

曾場七恵(2022)は簿記会計に興味関心を持たせるための勘定絵科目かるた等の教育ツールを開発し、学修に効果的な事例を実践している⁽⁵⁾。商業科高等学校の事例になるが飛田努(2022)は起業家的な精神と資質・能力を育む教育を考察し、教科商業の科目である課題研究において実践的な会計教育を施している⁽⁶⁾。また、日本公認会計士協会(2019)は我が国における会計基礎教育の変遷から諸外国の会計教育を調査し、小学校から高等学校までに必要な会計リテラシー教育を体系的に提言されている⁽⁷⁾。

磯山恭子(2022)は、中学校・高等学校(社会科・公民科)における会計リテラシーの取り扱いについて「急速な進展を遂げるICTの活用を視野に入れ、情報化社会における会計の意義や役割を実感しながらとらえる教育活動の工夫も必要である」と述べており、ICT(Information and Communication Technology)活用の不可欠性について言及している⁽⁸⁾。

以上のことから、先行研究で、会計リテラシー教育導入の不可欠性や学内の実践的事例が論じられているが、同時に導入の困難性についても指摘されている。そこで本稿は、会計リテラシー教育導入における困難性の要因について次節から論じる。

3. 学校教育における会計リテラシー教育導入の弊害

我が国の学習指導要領上、教科商業等の専門科目として簿記会計分野が位置付けられている⁽⁹⁾。そのため、専門知識ではなく、中学校や普通科高等学校においても導入可能な「広く国民が社会で活躍していくための会計の基礎的な素養」の内容を明確にすることが求められる。その際に弊害となるのが、複式簿記の原理である。複式簿記は、取引を原因と結果という二側面の事実を捉え、一定のルールに基づき記録、計算、整理する技術である⁽¹⁰⁾。

上記の主張は、複式簿記の優位性について、岩田巖(1956)や石川純治(1996)も論じており、複式簿記を否定するものではない⁽¹¹⁾。渡邊泉(2016)も「複式簿記を単なる純粋計算技法として捉える形式的接近法と複式簿記を企業簿記ないし商業簿記として捉える実質的接近法に二分して行う分析手法だけ

で、果たして複式簿記の本質にたどり着くことができるだろうか。はなはだ疑問と言わざるを得ない。簿記は、数学とは異なるものである⁽¹²⁾として、複式簿記を商人達の創意工夫から発生した歴史的産物であると述べている。

しかし、複式簿記の原理から、会計帳簿へ記入を行い財務諸表が作成されるまでの簿記一巡を習得させるためには専門的な知識及び技術が要求され、中学校等に幅広く会計リテラシー教育を導入させるという視点から、この指導内容は望ましくない。そのため、複式簿記の弊害を解決するために、誰でも複式簿記による帳簿記入が行える教材を開発することが重要である⁽¹³⁾。今後は、AI (Artificial Intelligence) が発展し、会計ソフト等から自動的に取引記録が行われるようになれば、会計の専門知識がない(会計リテラシーは身に付けさせる)生徒または学生も会計に携わることが可能になる。

例えば、会計業務支援が必要な個人事業を営む事業者に対して、普通科の生徒または学生が主体的に支援を行うといった実学的な事例研究も実施できると考えるため、これについては今後の課題とする。つまり、上記のことからICTを利活用して複式簿記の弊害を克服することが会計リテラシー教育導入を促進する要因の1つになると考察することができる。

4. 会計リテラシー教育導入の困難性により生じる社会的な課題

ここで株式会社電通と株式会社タニタが導入した新しい雇用形態について言及し、雇用する企業の人件費削減のメリット及び受託責任の重圧というデメリット並びに雇用される従業員のデメリットについて明らかにする。業界を代表する株式会社電通と株式会社タニタは、2017年以降に従業員の個人事業主化という新しい雇用形態を導入した⁽¹⁴⁾。

新しい雇用形態とは、これまで我が国の企業が従業員及び労働者との間で採用してきた雇用形態(直接雇用、間接雇用⁽¹⁵⁾)、すなわち従業員・労働者が企業に対して労働に従事することを約し、企業がこれに対してその報酬(給料・賞与)を与えることを約することによって成立する雇用形態を意味するのではなく、企業と個人事業主(旧従業員)との間に締

結された契約形態(請負契約、業務委託契約)をもって新しい雇用形態と定義するものである。

これにより、旧従業員は、企業外部の個人事業主となるため、自己責任により、事業を継続するための資金繰り、税務申告やそれに伴う納税負担、国民年金及び国民健康保険料の自己負担等が課されることになる⁽¹⁶⁾。そのため、自身に課される負担を解決するために、複式簿記による会計帳簿を作成して、日々の取引記録を行わなければならない⁽¹⁷⁾。

新しい雇用形態により、企業は人件費負担を削減し株主の利益を増加させることができるようになった⁽¹⁸⁾。業界を代表する企業が新しい雇用形態を導入したことにより、このメリットを求めて他の企業にも広がる恐れがある。そのため、上記のような新しい働き方に対応するためにも、会計リテラシー教育が必要であるといえる。新しい雇用形態を採用された旧従業員は、給与所得者から事業所得者になり、所得税や消費税等の納税や国民健康保険料等の申告を必要に応じて行わなければならない⁽¹⁹⁾。

現在、税務に係る申告の問題も実際に発生している。東京国税局は、2021年7月に飲食宅配サービスを行っているUber Japan株式会社(東京)に対し、配達員である個人事業主の報酬等について情報提供を求めたこともあり、確定申告の無申告者が増加する可能性を懸念している。確定申告の無申告者は重加算税が賦課されてしまい、このような納税者を増加させないためにも、申告に必要な会計情報を示すことができる、複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表が求められる。

複式簿記により会計帳簿を作成し、事業における日々の取引を記帳することで、財務諸表の作成、資金繰り、課税所得の算定、消費税の納付額、国民健康保険料の算定、住民税の納付額の基盤となる会計情報を構築することができる。現在ではICT媒体を通じて、会計記録に要する時間は大幅に減少されつつある。事務的な煩雑性から小規模企業は複式簿記が行えない、複式簿記に会計帳簿の作成は実務上手数がかかるため、商店には不向きである等の主張も見受けられるのは事実である。

確かに、岩田巖(1956)も述べているように、複式簿記は照合と検証の繰り返しであるから、記帳のメカニズムについては、単式簿記と比べて複雑であ

る⁽²⁰⁾。しかし、複式簿記による記帳はAIにより自動化され、記帳の作業はデータファイルをソフトウェア又はアプリケーションに取り込むだけである。そのため、上記のような、事務的な煩雑性から小規模企業は複式簿記が行えないという主張は、現在においては通用しない⁽²¹⁾。

本稿の主張も、ICT媒体によるAIの自動記帳技術があつてこそ実行可能性が裏付けできる⁽²²⁾。過去の犠牲と成果の上に、現在の複式簿記があるとすれば、この叡智を使わない手はない。

以上のことから、会計リテラシー教育導入の困難性により生じる社会的な問題を明かにした。新しい雇用形態を導入する企業は増加する傾向にある⁽²³⁾。新しい雇用形態で業務を遂行する個人事業主(旧従業員)は正規雇用の時とは異なり、契約更新がなければ職を失うことになる。社会保障や金融リテラシーといった会計リテラシー以外の教育と総合的に検討して上記の社会的な問題を解決することが求められる⁽²⁴⁾。

5. むすびに代えて

本稿は、会計リテラシー教育導入の困難性について複式簿記の弊害が要因であることを明らかにした。また、会計リテラシー教育導入の困難性により生じる社会的な問題として、企業における新しい雇用形態の導入からすべての従業員が複式簿記により作成した会計帳簿から財務諸表を作成することが求められることも明らかにした。新しい雇用形態が導入されれば、正規雇用の従業員は、契約を解除され業務委託契約という契約形態から個人事業主として業務を遂行することになる。個人事業主になれば、自己責任のもと、事業の財政状態及び経営成績の把握、税務申告、資金管理を行わなければならないため、これらのデメリットを解決するためには、複式簿記による会計帳簿から作成した財務諸表が必要になる。

今後、小学校、中学校、普通科高等学校、会計を専門としない大学等へ汎用的に会計リテラシー教育が導入できる事例研究を検討していきたい。会計リテラシー教育から求められる、実学的な会計教育事例を考察することが次回までの課題である。

- (1) 日本公認会計士協会 (2017) 「会計基礎教育の推進に関する基本方針」1頁。
- (2) 文部科学省 (2017) 「中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編」146頁。
- (3) 日本公認会計士協会 (2022) 「中学校における『会計基礎教育』対応状況調査 (第2回) の結果について」5頁。同調査は、全都道府県の公立及び国立大学附属の中学校を300校抽出し、調査票を郵送して調査されたものである (回答118校、回収率39.3%)。
- (4) 授業で取り扱わない理由としては、公民の授業時間が足りない、教科書に「会計」の記述がない、教員自身の知識が十分でない、指導方法がわからない、学習指導要領解説での言及を知らなかったという回答が、同調査から示されており、時間的制約及び指導法の事例の少なさが問題視されている。
- (5) 曾場七恵 (2022) 「簿記・会計における新教材の導入による学修効果の測定」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』58 (4)、名古屋学院大学総合研究所、189-201頁。
- (6) 飛田努 (2022) 「会計リテラシーを学ぶ装置としてのアントレプレナーシップ教育—福岡女子商業高校における高大連携授業の取り組みからの知見—」『産業経理』82 (2)、産業経理協会、44-57頁。
- (7) 日本公認会計士協会編 (2019) 『会計基礎教育の歴史と現況』日本公認会計士協会出版局。
- (8) 日本公認会計士協会 (2022) 「第1回jicpa会計教育シンポジウム『生きる力に直結！会計リテラシーを学校教育に』開催報告」『会計・監査ジャーナル』34 (10)、第一法規株式会社、8-17頁。(磯山恭子「中学校・高等学校 (社会科・公民科) における会計リテラシーの取扱い」10-11頁。)
- (9) 2018年3月に文部科学省が公表した「高等学校学習指導要領」では、商業科以外の教科にも簿記や原価管理に関する内容が示されている。農業科では「農業経営」、水産科では「漁業」・「資源増殖」・「食品製造」、工業科では「工場管理技術」、「土木施工」、「材料加工」の科目で簿記・原価管理に関する内容が見受けられる。
- (10) 武田隆二 (1991) 『簿記 I <簿記の基礎> 第4版』税務経理協会、22頁。
- (11) 石川純治 (1996) 『経営情報と簿記システム 改訂版』森山書店、3-12頁。
- (12) 渡邊泉 (2016) 『帳簿が語る歴史の真実—通説という名の誤り—』同文館、107頁。
- (13) 完全な複式簿記ではないが、複式簿記の帳簿記入が誰でも行えるICT帳簿の教材を開発し、大学の文化祭等の学校行事を利用して会計情報を活用した会計教育事例は行っている (渡邊圭 (2019) 「ICT活用による簿記教育発展の可能性—高等学校における会計帳簿に関する簿記教育の検討」『会計教育研究』5、千葉商科大学会計教育研究所、22-29頁。)
- (14) この問題については渡邊圭 (2022) 「新しい雇用形態から求められる大学の会計教育について—個人事業主化した従業員の自己責任—」『会計教育研究』8、千葉商科大学会計教育研究所、24-29頁。で具体的に指摘している。

- (15) 間接雇用には派遣社員がある。派遣社員は、派遣元企業（人材派遣企業）と雇用契約を締結するが、業務の指揮命令を発するのは派遣元企業ではなく派遣先企業である。したがって、派遣社員が派遣先企業に対して労働に従事するという視点で見ると雇用形態に属することになる。ちなみに、契約形態の場合の個人事業主は、企業から請け負った仕事の成果物に対して報酬を得るが、業務において企業から指揮命令については受け入れる必要がなく、自己の計算と危険において独立して営むものである点を確認することによって、雇用形態と契約形態の相違点を認識する。
- (16) 青色申告制度を適用する場合、個人事業の開業・廃業等届出書の提出時に、所得税の青色申告承認申請書も合わせて提出しなければならない。これを提出していない場合は、白色申告制度が適用される。青色申告制度により複式簿記を使い、会計帳簿から貸借対照表と損益計算書を作成することで、青色申告特別控除として65万円の所得控除が行える。税務申告の業務を、税理士に取引の記帳代行や確定申告書の作成等を依頼することもできるが、この場合、税理士報酬費用が発生するため、旧従業員は正規雇用の時と比べてコストの負担が増してしまう。
- (17) 複式簿記とは、1つの取引について二面的な記録を行う方法である。取引を、財産の変動した原因とその計算の結果という二側面（2つ以上の勘定）から会計帳簿に記録を行うものである。財産変動の原因と結果の記録は、勘定の借方と貸方の金額が一致する。
- (18) 渡邊圭（2022）「個人事業主会計の研究－新雇用形態における業績評価指標－」千葉商科大学大学院政策研究科、10-48頁。
- (19) 国民健康保険料等には、国民年金が含まれている。新しい雇用形態を採用された旧従業員は国民年金も自己負担となる。旧従業員は、新しい雇用形態のもと、厚生年金、健康保険の加入が解約され、国民年金、国民健康保険の加入となるため、小規模企業共済制度等（小規模企業の経営者等が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度）も合わせて加入することが求められる。国民年金負担額については、2021年度では月額16,610円であり、厚生年金は月額報酬の18.3%の50%に当たる9.15%である（URL：<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150331-02.html>（アクセス：2021年11月5日。）。）
企業に正規雇用された従業員であれば、厚生年金が適用されて、月額標準報酬180,000円では、自己負担額は16,470円（全額32,940円）になり、国民年金よりも安く、月額標準報酬190,000円であれば、17,385円（全額34,770円）になり、国民年金よりも高くなる。新しい雇用形態で採用された従業員時の初任給200,000円と仮定した場合、国民年金の積立額は、厚生年金よりも少なくなるため、希薄化することがわかる。
厚生労働省が2019年12月4日に公表した令和元年賃金構造基本統計調査によれば、大学卒の初任給は210,200円と示されているため、これを基準にした。（調査の範囲は日本全国の日本標準産業分類（2013年10月改定）に基づく16大産業から、事業所母集団データベース（2017年次フレーム）の事業所を母集団として、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した78,482事業所を客体としている。）
- (20) 岩田巖（1956）『利潤計算原理』同文館、4頁。
- (21) 今後、決算整理事項についても自動的に会計処理が行えるようになり、ICTによる会計帳簿は発展する方向にあるとされている。中村元彦（2021）の研究報告では、中小企業におけるソフトウェア卸売業、服飾品小売業、司法書士事務所、税理士事務所、金属製品製造、鉄製品製造加工業の全仕訳数のうち、90%以上が自動仕訳されていると述べており、今後、会計処理の自動化がさらに進展すると予測される。（中村元彦（2021）「電子インボイスの導入と活用」千葉商科大学会計教育研究所第8回会計・税務研修会、36頁。）
- (22) デジタル化の動向として、2018年12月にZEDI（全銀EDIシステム）が稼働し、XML電文により、企業間の送金電文に取引明細等の商流情報の添付を可能にし、売掛金等の自動振込等による企業決済事務の効率化がなされている。これにより、債権の消し込み業務や不一致の際の問い合わせ業務が大幅に減少できる。また、2020年4月には中小企業庁から中小企業共通EDIVer3.0が公表され、受発注業務における業種の垣根を超えた企業間取引データの連携システムについて示されている。このことから、会計業務のICT化は拡大の傾向にある。
- (23) サントリーホールディングス株式会社も45歳定年を提唱している。代表取締役社長の新浪剛史氏は「個人が会社に頼らない仕組みが必要」と述べており、終身雇用制度の機能維持が困難であることが伺える。（2021年10月23日日本経済新聞朝刊、24頁。）また、本田技研工業株式会社は2021年8月6日に、55歳以上64歳未満の国内正社員2,000人超に対して早期退職優遇制度を導入した。また、同年8月12日に、大和ハウス工業株式会社は45歳から54歳、かつ、勤続10年以上の社員に対して、早期退職募集を行っている。さらに、同年9月25日には、パナソニック株式会社が社員1,000人超に対して早期退職優遇制度を採用している。株式会社フジ・メディア・ホールディングスも50歳以上の従業員に対して希望退職者を募集している。このことから、終身雇用制度の維持が困難であることが見受けられ、今後、新しい雇用形態を導入する企業が増加すると考えられる。
- (24) アメリカ・カリフォルニア州ではライドシェアサービスの運転手らを従業員として扱うよう企業に義務付ける新法が2019年9月に成立している。2021年1月にはライドシェアサービスの運転手らを個人事業主にする法改正があった。しかし、最低賃金120%の収入、業務上諸経費の支払い、医療保険補助、労働災害保険、差別・セクシャルハラスメントからの保護、自動車事故及び賠償責任保険を保証する福利厚生を提供することが定められた。仮に我が国で新しい雇用形態の個人事業主に社会保険の適用がされた場合は雇用保険のような保証が生存権保障の観点から求められると考える。国も旧従業員のような働き方をする国民に対して持続的に労働が行える支援策を検討すべきであると考えられる。
また、朝日新聞2021年2月21日の朝刊7頁に、「配車サービス大手、米ウーバー・テクノロジーズのロンドンの運転手らに『従業員』の権利を認める判決を19日、英最高裁が出した。ウーバー側は運転手に最低賃金の保証や有給休暇を付与する必要がある可能性がある。同様の判決は昨年、フランスでも出た。」と示されており、今後、我が国にも影響が及ぶものと考えられる。我が国では、配達員が立ち上げた労働組合から業務時の事故保証の訴えを働きかけるのみに留まっている。

『ICT導入実態に関する調査』から見る 小規模事業者の行政デジタル化と課題

谷川 喜美江

1. はじめに

我が国では、会計や税務に関する知識の乏しさから、税務申告等の行政手続きが正しく行われていない小規模事業者が少なくなく、適正な会計処理に基づく事業者の実態把握及び税務申告が喫緊の課題となっている。

そこで、本稿では、まず我が国の雇用環境の変化を概観することで会計・税務上の課題を明らかにし、その後、2022年3月に経営判断を行う事業者に対し実施した『ICT導入実態に関する調査』結果を分析することで増加する小規模事業者に対する行政手続きの今後の在り方について検討したい¹。

2. 我が国における雇用環境の変化と会計・税務上の課題

我が国の労働人口は、2021年平均で6,860万人となり前年の2020年より8万人減少し、特に15～64歳の労働力人口は2021年平均で5,931万人と前年より15万人減少している²。

さらに、コロナウィルス感染拡大を背景として脱雇用化社会が進展し、加えて副業を解禁する企業が増えたことで多様な働き方が可能となった。このため、以前とは異なり、実店舗を有さない事業者が増加し、とりわけ雇用的自営の増加³やフリーランスの増加が著しく、2020年の内閣官房日本経済再生総合事務局の調査によるとフリーランスは462万人と試算されているところである⁴。

このような中、政府税制調査会は、近年増加している雇用的自営やフリーランスをはじめとする個人事業者等の小規模事業者に関し、会計や税務に関する知識の乏しさから日々の取引について複式簿記による記帳がなされていない、簿外経費や所得区分の問題から適正な税務申告がなされない⁵等の課題を指摘しており、同時に記帳水準向上と適正な申告を実現するために、「電子化を通じた簡便な税務手続き」、「プラットフォーム事業者からの情報提供」、「帳簿府保存、記帳不備への対応」、「特に悪質な納税者への対応」について議論すべき点として示している⁶。

3. 『ICT導入実態に関する調査』結果

経営判断を行う事業者の日々の会計取引の記帳及び税務申告の実態とICT化に関する意識調査を目的として、2022年3月『ICT導入実態に関する調査』⁷を実施した。ここでは、本調査結果を分析したい。

1) 従業員規模別記帳及びe-Tax利用割合

経営判断を行う事業者に対し、日々の会計取引について記帳の有無を調査した。本調査結果が、図1である。

図1より、日々の会計取引に関して記帳を行っている割合は、従業員数が1名の事業者では51.05%、2名～4名の事業者では55.06%であったが、従業員数が5名以上の事業者では72%と7割以上と、従業員数が大きな事業者ほど、日々の取引を記帳している割合が高い結果となった。

次に、経営判断を行う事業者に対して、税務申告等についてe-Taxを利用しているか否かを調査した。本調査結果が、図2である。

図2よりe-Taxを利用している割合は、従業員数が1名の事業者で41.89%、2名～4名の事業者で

1 本稿は、榎岡源一郎・宮田大輔・渡邊圭・谷川喜美江『一事業者におけるICT導入の実態と行政デジタル化に関する検討』2022年9月10日、第45回日本計画行政学会全国大会報告に、その後の研究成果を加えたものである。

2 総務省統計局『労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)平均』2022年2月1日、1頁

3 政府税制調査会納税環境整備に関する専門家会合『説明資料(納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告)』2021年11月19日

4 内閣官房日本経済再生総合事務局『フリーランス実態調査結果』2020年5月

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/koyou/report.pdf> (2022年8月17日閲覧))

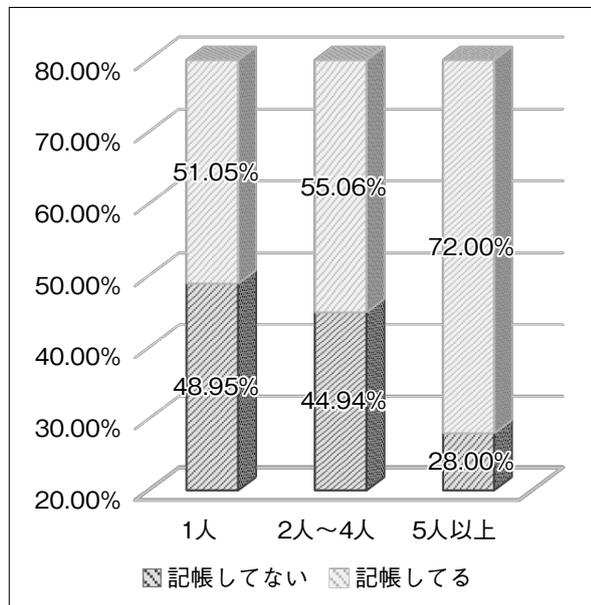
5 政府税制調査会では、小規模事業者が例えば事業所得とすべき所得について給与所得として申告している事例等を示し、適正な所得区分で申告されていないことから生じる課税上の問題を指摘している。(政府税制調査会、前掲(注3))

6 政府税制調査会、前掲(注3)

7 本調査は、2022年3月、20歳～65歳の経営判断を行う事業者(経営者)に対し、株式会社インテージアンケートモニターへのインターネットリサーチの方法で調査し、301人から回答を得た。

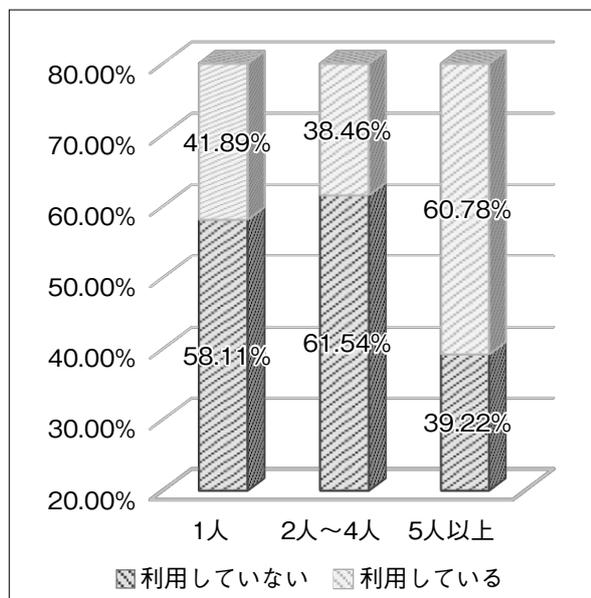
38.46%と4割程度であったが、従業員数が5名以上の事業者では60.78%と6割以上がe-Taxを利用していると回答した。

図1 従業員数別記帳割合



(注) 2022年3月実施『ICT導入実態に関する調査』より筆者作成(榎岡源一郎・宮田大輔・渡邊圭・谷川喜美江『一事業者におけるICT導入の実態と行政デジタル化に関する検討』2022年9月10日、第45回日本計画行政学会全国大会報告資料より再掲)

図2 従業員数別e-Tax利用割合



(注) 2022年3月実施『ICT導入実態に関する調査』より筆者作成(榎岡源一郎・宮田大輔・渡邊圭・谷川喜美江『一事業者におけるICT導入の実態と行政デジタル化に関する検討』2022年9月10日、第45回日本計画行政学会全国大会報告資料より再掲)

2) 会計及び税務における行政手続きのデジタル化

『ICT導入実態に関する調査』では、経営判断を行う事業者に対し、会計及び税務における行政デジタル化の弊害を調査するため、「行政手続きのデジタル化(オンライン申請・手続き)の弊害となっていると思われるものをすべてお答えください。」との質問に対し、「デジタル化を始めるための手続き(ID取得やパスワード設定等)が複雑」、「デジタル化のための機器購入費用」、「デジタル化のためのソフト導入費用」、「デジタル化を行っても税負担減や協力金増額など金銭的メリットがない」、「デジタル化を行っても行政処理のスピード(還付金や協力金給付時期等)が変わらない」、「デジタル化を行っても日々の処理が簡素化されるなどの業務的メリットがない」、「その他」、「特になし」の回答項目を設け調査を行った。

本調査の結果が図3である。本調査結果より、行政手続きのデジタル化(オンライン申請・手続き)の弊害は、「デジタル化を始めるための手続き(ID取得やパスワード設定等)が複雑」であるとした回答が最も多く、その割合は35.2%であった。次いで多かった回答は、「デジタル化のための機器購入費用」が27.9%、「デジタル化のためのソフト導入費用」が24.3%と、デジタル化に必要な機器やソフト購入コストであった。さらに、「デジタル化を行っても日々の処理が簡素化されるなどの業務的メリットがない」が21.3%、「デジタル化を行っても税負担減や協力金増額など金銭的メリットがない」が20.9%と、デジタル化による業務的・金銭的メリットがない点も回答者の2割を超える者が弊害と回答した。

そして、さらに、『ICT導入実態に関する調査』では、行政手続きにおけるデジタル化を進めるためにはどのようなインセンティブが必要であるか調査するため、「行政手続きのデジタル化(オンライン申請・手続き)について、どのようなインセンティブがあれば積極的に利用したいと思いますか?あてはまるものをすべてお答えください。」との質問に対し、「デジタル化を指導してくれる場があれば利用したい」、「デジタル化の機器購入費用補助があれば利用したい」、「デジタル化のための無料ソフト提供や補助があれば利用したい」、「デジタル化を行うこ

とで金銭的メリット(税負担軽減)があれば利用したい」、「デジタル化を行うことで行政の処理スピード(還付金や協力金給付時期等)が早まれば利用したい」、「デジタル化を行うことで行政での処理状況が確認できれば利用したい」、「その他」の回答項目を設け調査を行った。

本調査結果が図4である。本調査結果より、「デジタル化を行うことで金銭的メリット(税負担軽減)があれば利用したい」が29.2%、「デジタル化のための無料ソフト提供や補助があれば利用したい」が29.2%、「デジタル化の機器購入費用補助があれば利用したい」が21.9%と、デジタル利用による金銭的メリットや機器等購入コストに関するインセンティブが必要との回答が高い割合を示した。その他、「デジタル化を指導してくれる場があれば利用したい」が20.9%で、「デジタル化を行うことで行政の処理スピード(還付金や協力金給付時期等)が早まれば利用したい」が17.6%、「デジタル化を行うことで行政での処理状況が確認できれば利用したい」が16.6%であった。

3) 日々の会計処理及びe-Taxの利用と行政手続き

『ICT導入実態に関する調査』では、経営判断を行う事業者に対し、会計の電子処理及びe-Taxの利用の有無が行政手続きのデジタル化の際の手続き書類準備の利便性に影響するか否かを調査するため、「会計の電子処理、e-Taxの利用と行政手続きのデジタル化(オンライン申請・手続き)で当てはまると思うものをお答えください。」との質問に対し、「会計の電子処理、e-Taxを利用していると行政手続きデジタル化の際、書類の準備が容易になると思う。」、「会計の電子処理、e-Taxの利用の有無は行政手続きデジタル化の際、書類の準備に影響することはないと思う。」、「会計の電子処理、e-Taxを利用していないと行政手続きデジタル化の際、書類の準備に手間がかかると思う。」、「当てはまるものはない」との回答項目を設け調査を行った。本調査結果が図3である。

図3より、本調査では、書類の準備に影響しないとの回答が8.3%、これら3つの回答にはあてはまらないとの回答が49.2%と半数近くであった。そして、書類の準備が容易になると回答した者は30.6%

であったのに対し、書類の準備に手間がかかると回答した者は12.0%であった。

以上のように、2022年3月実施の『ICT導入実態に関する調査』では、調査結果より、従業員数5名以上の事業者よりも従業員数1名~4名と従業員数が少ない事業者のほうが、日々の会計取引を記帳している割合及びe-Taxを利用している割合が低いとの結果となった。

また、同調査結果によると、会計及び税務における行政デジタル化の弊害は、利用開始手続きが複雑であることや利用のための機器・ソフトの導入コストであるとの回答が多く、業務メリットや金銭メリットがないとの回答も2割を超えた。さらに、行政デジタル化を進めるため必要なインセンティブを調査したところ、利用による業務的・金銭的メリットや利用のための機器やソフトの提供・補助を選択した回答が多く、次いでデジタル化を指導する場の提供、デジタル化利用による処理の迅速化や処理状況の確認との回答の順であった。

そして、会計の電子処理及びe-Taxの利用の有無により、行政手続きのデジタル化の際の手続き書類準備の利便性に影響するか否かに関しては、残念ながら回答者の半数以上が該当する回答がない又は影響しないを選択した。つまり、現状では、会計の電子処理及びe-Taxの利用が手続き書類準備の利便性向上に大きく影響するとは言い難いところではあるが、一方で、手続き書類の準備が容易になるとの回答が手続き準備に手間がかかるとの回答を上回る結果となった。

5. むすびにかえて

我が国では、特にコロナ禍以後、雇用環境が大きく変化した実店舗を持たない小規模事業者が増えた。しかし、これら事業者は適正な記帳と正しい税務申告を行っていないケースが散見され、ICTの活用と行政デジタル化を進めるとともに記帳水準を向上することで、これら事業者の取引実態を把握し、適正な税務申告を促すことが喫緊の課題となっている。

そこで、今回実施した『ICT導入実態に関する調査』結果より、行政デジタル化の課題を分析した。本調査では、小規模事業者では日々の取引の記帳や

税務申告のICT化が進んでいないとの結果となった。

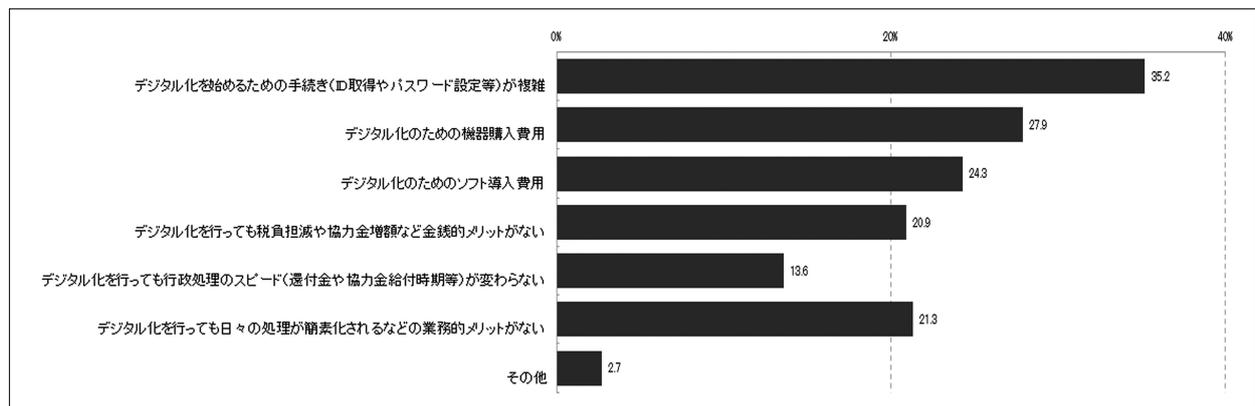
また、本調査結果より、行政のデジタル化には利用開始手続きや機器等購入コストが大きな弊害であり、行政デジタル化を進めるためには利用による業務的・金銭的メリット、利用のための機器等の提供や購入補助、利用開始サポート等のインセンティブが求められることが明らかになった。さらに、『ICT導入実態に関する調査』の分析によると、ICT器機導入コストや利用のための知識の乏しさから小規模事業者における行政デジタル化が進まない恐れもある。

そして、会計の電子処理及びe-Taxの利用が、行政手続きのデジタル化の際の手続き書類準備の利便性に影響するか否かに関する調査では、現段階で会

計及び税務申告におけるICT化が行政デジタル化に大きく貢献するとは断言できないところである。しかし、同調査では会計の電子処理及びe-Taxの利用により、行政手続き書類の準備が容易となるとの回答が、手続き準備に手間がかかるとの回答を上回っており、日々の会計処理及び税務申告におけるICT利用により利便性の向上が図られることで行政デジタル化の推進が期待できるところでもある。

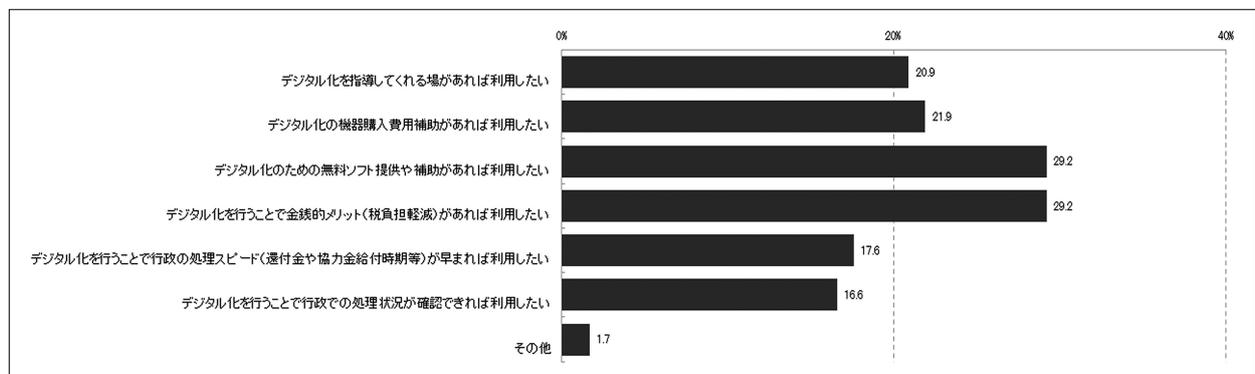
以上より、会計の電子処理やe-Taxの利用にインセンティブを持たせることで小規模事業者に対してこれらの利用を促し、さらに書類を含めた行政手続きを簡素化することで、行政デジタル化を進めるべきである。そして、行政デジタル化が進むことにより、小規模事業者の実態把握のための記帳水準が向上し、適正な税務申告の実現が期待できよう。

図3 行政デジタル化の弊害



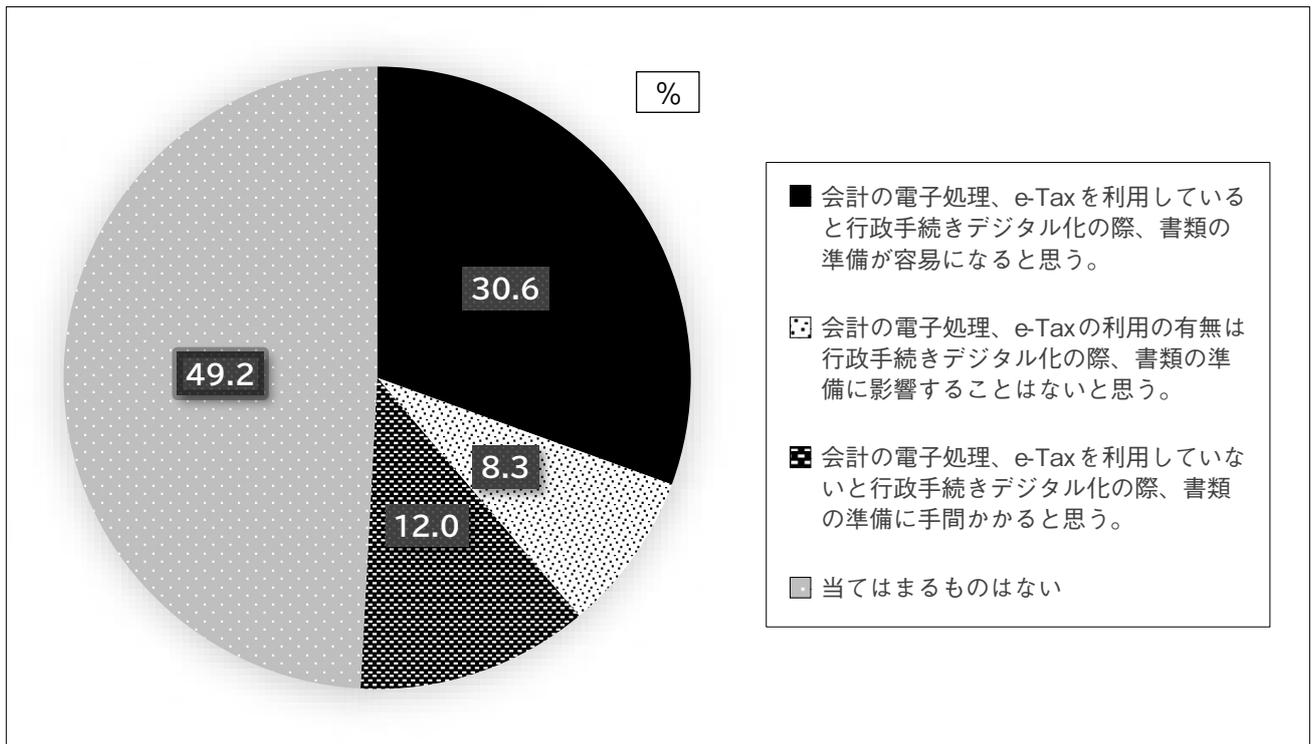
(注) 2022年3月実施『ICT導入実態に関する調査』より筆者作成(榎岡源一郎・宮田大輔・渡邊圭・谷川喜美江『「事業者におけるICT導入の実態と行政デジタル化に関する検討」』2022年9月10日、第45回日本計画行政学会全国大会報告資料より再掲)

図4 行政手続きのデジタル化を行うインセンティブ



(注) 2022年3月実施『ICT導入実態に関する調査』より筆者作成(榎岡源一郎・宮田大輔・渡邊圭・谷川喜美江『「事業者におけるICT導入の実態と行政デジタル化に関する検討」』2022年9月10日、第45回日本計画行政学会全国大会報告資料より再掲)

図5 会計の電子処理及びe-Taxの利用による手続き書類準備の利便性



(注) 2022年3月実施『ICT導入実態に関する調査』より筆者作成

「収益認識に関する会計基準」の導入に伴う会計教育 ～工事契約に関する会計処理の変更点に関する比較による考察～

中原 航隆

1. はじめに

企業会計基準委員会 (ASBJ) は 2018 年 3 月 30 日に、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下：新収益認識基準) を公表した。開発の方針として、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の観点から、IFRS 基準第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下、IFRS 基準第 15 号) の定めを基本的にすべて取り入れることとされている¹。この結果、収益の認識の時期や収益の額等が従来の取り扱いから変更される。

従来は収益の認識基準として実現主義が適用されてきたが、今回の新収益認識基準により実現主義と異なる認識基準が要請されることとなった。特徴的な点としては、履行義務の充足により収益を認識することや、収益を一時点もしくは一定期間にわたり認識するという点である。

今後、大学における会計教育についても新たな新収益認識基準を学ぶことは、将来の会計人として重要な課題であると考えられる。

また、会計教育研究所における瑞穂会では、日本商工会議所主催の簿記検定試験(以下、日商簿記検定)及び税理士講座を開講している。税理士試験における会計科目では過去の基準についても問われることがあるため、高度な会計知識を有した人材の育成をするうえでも新基準と旧基準を比較検討することは有意義であろう。

そこで、本稿では、日商簿記検定でも新収益認識基準が発表されることとなったことにより、出題範囲から一時的に除外され、再度試験範囲となった工事契約に関する会計処理について、新・旧の基準と比較するとともに、簿記教育の指導について触れていく。

2. 新収益認識基準の概要

まず、新収益認識基準がどのような構成になって

いるのかについて考察する。新収益認識基準における収益の認識は前述したとおり、IFRS 基準第 15 号を国内基準化したものとなっているため、抽象的表現が多く、基準自体をみても理解しにくいものとなっている。そこで、以下のようなフローチャートを用いて、各ステップにおける新収益認識基準の流れを確認する²。



(注) 筆者作成・新収益認識基準における、収益を認識するための手順

ステップ1の「契約の識別」とは、顧客との契約(約束)がどのようなかたちになっているのかを確認することである。ステップ2の「履行義務の識別」は契約の中に含まれる履行義務の種類を把握し、会計処理の単位を認識することである。ステップ3の「取引価格の算定」とは、契約における金額のうち売上という収益になるものを決定することである。ステップ4の「取引価格の算定」とは、ステップ3で決定した金額をステップ2の履行義務へ割り振ることである。ステップ5の「履行義務の充足」とは、契約を実行すること(約束を果たすこと)である。このステップ5において収益を認識する方法として「一時点の認識」と「一定の期間で認識」の2種類がある³。

このように新収益認識基準では、ステップ1からステップ5の手順に沿って契約内容を鑑み、収益を認識するのである。そして、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)は、廃止されてしまっていたが、基本的な会計処理などは新収益認識基準に含まれ、上記各ステップを踏まえて収益の認識を行うようになった。

3. 工事契約に関する会計処理の比較

1. 「工事契約に関する会計基準」による処理

日商簿記検定1級の試験範囲において、建設業会計の会計処理は工事契約と題され出題されている⁴。そこで、問われる内容は仕事の完成に対して対価が

支払われる請負契約のうち土木、建築、造船や一定の製造業等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うものに対する会計処理の一巡である⁵。

新収益認識基準が策定される以前は、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号)において規定された内容に基づき会計処理が行われていた。しかし、新収益認識基準が策定されたことにより、同基準は廃止され⁶、事実上新収益認識基準へ包含された形となった。そのため、日商簿記検定試験において工事契約に関する会計処理を仕訳などの具体例を用いて比較しながら紐解いていき、検定試験指導の一助としてほしい。

まず初めに「工事契約に関する会計基準」における会計処理についてみていく。

取引例(金額は小さくしている)

「工事契約に関する会計基準」における建設業を営んでいる企業の×1年4月1日～×4年3月31日における3期間の会計処理について。

請負金額 30,000円 見積原価総額 20,000円
×1年4月1日～×2年3月31日
累計工事進捗度 30% 工事原価発生額 6,000円
×2年4月1日～×3年3月31日
累計工事進捗度 80% 工事原価発生額 10,000円
×3年4月1日～×4年3月31日
累計工事進捗度 100% 工事原価発生額 4,000円

「工事契約に関する会計基準」が適用されていた時には、収益の認識基準として工事完成基準と工事進行基準が採用されていた。どちらの基準で処理するかについての要件としては、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、認められない場合には工事完成基準を適用すると定められていた。成果の確実性とは、1 工事収益総額、2 工事原価総額、3 決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積もることができる、という3つの要件が認められる場合を指す⁷。上記取引例では、成果の確実性が認められるとして工事進行基準に則り会計処理を行っていく。

仕訳

×1年4月1日～×2年3月31日
借方(完成工事未収入金) 9,000円
貸方(完成工事高) 9,000円
※請負金額30,000円×工事進捗度30%
= 9,000円
借方(完成工事原価) 6,000円
貸方(未成工事支出金) 6,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

×2年4月1日～×3年3月31日
借方(完成工事未収入金) 15,000円
貸方(完成工事高) 15,000円
※(請負金額30,000円×累計工事進捗度80%)
- 1年度9,000円= 15,000円
借方(完成工事原価) 10,000円
貸方(未成工事支出金) 10,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

×3年4月1日～×4年3月31日
借方(完成工事未収入金) 6,000円
貸方(完成工事高) 6,000円
※請負金額30,000円-(1年度9,000円+
2年度15,000円)= 6,000円
借方(完成工事原価) 4,000円
貸方(未成工事支出金) 4,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

上述の仕訳のように工事進行基準においては、原価比例法などの方法を用いて、各会計期間の工事進捗度に基づいて収益を認識することになる。原価比例法とは、決算日における工事進捗度を見積る方法のうち、決算日までに実施した工事に関して発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度とする方法をいう⁸。

なお、工事完成基準を適用する場合は、各会計期間における工事進捗度を合理的に見積もることができない場合などがこれに該当する。その際には、完成期より以前の各会計期間において収益の認識をせず、工事が完成した期間において請負金額30,000円全額を計上する会計処理を行う。

II. 新収益認識基準による会計処理

次に新収益認識基準における工事契約に係る取引における会計処理をみていく。こちらでも先程示した取引例と同じものを使用する。

新収益認識基準では前述したステップに則り、収益を認識しなくてはならない。まず、ステップ1「契約の識別」についてである。取引例のような簡易的な問題または日商簿記検定における試験問題では、すでに契約が行われているという前提で進めていくためステップ1は完了しているものとする。

次にステップ2「履行義務の識別」についてである。取引例では、1つの契約に対して1つの履行義務のみであるため、「単一の履行義務」として取り扱う。なお、工事契約は会計期間をまたぐ「一連の財又はサービス」となるため会計期間ごとに収益を認識することになる。また、ステップ1・2により、収益計上の単位が1つであることが確定する。

次にステップ3の「取引価格の算定」では、すでに契約によって決まっている請負金額の30,000円となる。

次に、ステップ4の「取引価格の配分」については、取引例が1つの契約であり、「単一の履行義務」となるため、配分することがなくなる。

最後にステップ5の「履行義務の充足」については、工事契約が複数の会計期間にまたがるため、会計期間ごとに収益を認識することになる。これは、前述したステップ2における「一連の財又はサービス」となるためである。収益の認識方法は、以前から使用されていた原価比例法などを同じように使用することが可能なため、同様の処理になる。これらの会計処理を行うと以下ようになる。

仕訳

×1年4月1日～×2年3月31日

借方(完成工事未収入金) 9,000円
貸方(完成工事高) 9,000円
※請負金額30,000円×工事進捗度30%
= 9,000円
借方(完成工事原価) 6,000円
貸方(未成工事支出金) 6,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

×2年4月1日～×3年3月31日

借方(完成工事未収入金) 15,000円
貸方(完成工事高) 15,000円
※(請負金額30,000円×累計工事進捗度80%)
- 1年度9,000円= 15,000円
借方(完成工事原価) 10,000円
貸方(未成工事支出金) 10,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

×3年4月1日～×4年3月31日

借方(完成工事未収入金) 6,000円
貸方(完成工事高) 6,000円
※請負金額30,000円-(1年度9,000円+
2年度15,000円)= 6,000円
借方(完成工事原価) 4,000円
貸方(未成工事支出金) 4,000円
※完成工事原価=各期間における工事原価発生額

このように、会計処理は「工事契約に関する会計基準」における会計処理と同様になる。これは、取引例が単一の履行義務であり、工事進捗度が合理的に見積もることができることを前提としているため、今までの会計処理と同様の内容でも問題ないということがわかった。

そのため、指導上各ステップがどのようにして行われるかに注意しながら、今まで通りの会計処理・仕訳・計算方法の教授でよいと思われる。また、工事進捗度を見積もることが可能であっても、「重要性が乏しい取引」や「期間がごく短い工事契約」などは特例処理として工事完成基準を適用できることも併せて、教授すべきであろう。

なお、新収益認識基準において工事進捗度が合理的に見積もることができない場合における処理には注意が必要である。

新収益認識基準においても、従来の「工事契約に関する会計基準」と同様に工事進捗度が合理的に見積もることができない場合は工事完成基準を適用することとなっている。また、工事完成基準以外に、従来までの「工事契約に関する会計基準」においては示されていなかった「原価回収基準」の適用も認められることとなった。

「原価回収基準」とは、履行義務を充足する際に

発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法のことである。取引例における資料では、工事進捗度が明示されているが、それが無い場合には各期で発生した工事原価の金額と同額の収益を計上するということである⁹。

この場合、取引例の「×1年4月1日～×2年3月31日」における収益の計上額は工事原価発生額6,000円と同額になるということである。

仕訳

借方(完成工事未収入金) 6,000円

貸方(完成工事高) 6,000円

※完成工事未収入金＝各期間における工事原価発生額

借方(完成工事原価) 6,000円

貸方(未成工事支出金) 6,000円

※完成工事原価＝各期間における工事原価発生額

そして、工事進捗度が合理的に見積もることができるようになった期間から工事進行基準と同様の処理を行い各期の収益の金額を算定する。

4. おわりに

以上検討してきたように、「工事契約に関する会計基準」の処理方法と一部同様の処理で行えることが確認できた。そのため試験対策向けの講義を行う際には、従来通りの指導で問題ないであろう。

しかし、新収益認識基準の策定により新しい会計処理である「原価回収基準」については注意すべきである。また、新収益認識基準は収益という企業にとって、もっとも重要な売上の金額を決定するための基準であることから指導する者にとっても重要性が高いことを再認識してほしい。

その際には、IFRS基準における収益の認識がどのようになっているのか、我が国の収益の認識がどのようになっているのか、これらを比較検討すべきであろう。また、瑞穂会で教鞭をふるっている私も、再度会計人材を育成するため「収益認識基準に関する会計基準」について研究を進めていきたいと考える。

-
- 1 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」改正2020年3月31日98項
 - 2 詳細は本学で発刊している論叢にて、私が執筆したものを確認してほしい。
中原航隆「収益認識基準の改定に関する一考察」『千葉商大論叢』2020年第58巻第1号133頁～160頁
 - 3 内田正剛『フローチャートでわかる収益認識基準』税務研究会出版局、2021年12月4頁～5頁
 - 4 日本商工会議所HP 商工会議所の検定試験 簿記検定出題区分表(2022年度適用)
<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/exam-list> (2022年12月14日アクセス)
 - 5 企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」2007年12月4項
 - 6 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」改正2020年3月90項
 - 7 企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」2007年12月6項～9項
 - 8 同上基準6項(7)
 - 9 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」改正2020年3月45項

◆2022年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、会計資格を指導・周知することで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。2022年度の活動は以下のとおりです。

1. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定の結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定は、試験日を定めた統一試験と、いつでも受験可能なネット試験とを併用して実施しています。

※下表の数値は2022年12月31日時点のものです。
また、受験者数は試験欠席者を除きます。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受 験 回		第161回 2022年6月	第162回 2022年11月
統 一 試 験	受 験 者 数	45名	75名
	合 格 者 数	6名	3名
	瑞穂会合格率	13.3%	4.0%
	全国合格率	10.1%	10.4%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受 験 回		第160回 2022年2月	第161回 2022年6月	第162回 2022年11月
統 一 試 験	受 験 者 数	25名	48名	76名
	合 格 者 数	4名	18名	36名
	瑞穂会合格率	16.0%	37.5%	47.3%
	全国合格率	17.5%	26.9%	20.9%
試 験 ネ ット	合 格 者 数	11名	10名	18名

日本商工会議所簿記検定3級結果

受 験 回		第160回 2022年2月	第161回 2022年6月	第162回 2022年11月
統 一 試 験	受 験 者 数	15名	74名	20名
	合 格 者 数	15名	66名	14名
	瑞穂会合格率	100%	89.1%	70.0%
	全国合格率	50.9%	45.8%	30.2%
試 験 ネ ット	合 格 者 数	2名	1名	2名

2. 税理士試験講座

現役学生が、税理士試験の簿記論・財務諸表論に科目合格しました。税理士試験の結果は以下のとおりです。

税理士試験結果

受 験 回	第72回 2022年8月2日・3日・4日	
	受 験 科 目	簿 記 論
受 験 者 数	6名	8名
合 格 者 数	4名	5名
瑞穂会合格率	66.7%	62.5%
全国合格率	23.0%	14.8%

【全国税理士試験結果】

- ・簿記論
受験者数12,888名・合格者数2,965名
- ・財務諸表論
受験者数10,118名・合格者数1,502名

3. 全国簿記大会

瑞穂会の学生が全国簿記大会に参加し、以下の成績を収めました。

(1) 資格の学校 TAC 主催 簿記チャンピオン大会

- 1級の部
 - ・2022年6月大会
団体戦 全国優勝
個人戦 全国優勝、準優勝
 - ・2022年11月大会
団体戦 3位入賞
個人戦 3位入賞

(2) 資格の大原主催 全国大学生簿記大会

- 個人戦1級の部
 - ・2022年11月大会
個人戦 全国優勝、準優勝

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 谷 川 喜美江
助 教 相 原 安 澄
助 教 中 原 航 隆

執筆者紹介

- 谷 川 喜美江 - 会計教育研究所所長、千葉商科大学商経学部教授
嶋 協 - 税理士、日本税務会計学会経営部門委員、東京税理士会会員相談室委員、
東京地方税理士会税法研究所研究員、
青山学院大学大学院法学研究科（ビジネス法務専攻科）講師
- 的 場 龍太郎 - 栗山一郎税理士事務所税理士補助
根 岸 亮 平 - 千葉商科大学商経学部専任講師
渡 邊 圭 - 千葉商科大学基盤教育機構准教授
中 原 航 隆 - 千葉商科大学会計教育研究所助教

2023年3月20日発行

会計教育研究 Vol.9

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所
発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台1-3-1
電話 047-371-6766
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce